

さくら市第5期障がい者計画

令和8年3月
さくら市

—市民の皆様へ—

さくら市長

目 次

総 論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	6
5. 計画の推進と進行管理	6

第2章 本市の障がい者を取り巻く現状

1. 本市の概況	8
2. 障がい者の福祉に関するアンケート調査結果の概要	17
3. 調査結果のまとめと課題	36

第3章 基本構想

1. 基本理念	39
2. 基本目標	39
3. 基本的方向	40

各 論

第4章 施策体系別計画

施策の体系	45
<基本的方向1>市民の理解と協働のある地域共生社会の実現	46
<基本的方向2>情報が得やすく権利が守られる仕組みづくりの推進	51
<基本的方向3>自立した生活ができる環境整備	56
<基本的方向4>障がいのある児童が自分らしく成長するための支援の充実	64
<基本的方向5>誰もが元気で健康に暮らせるサービスの充実	69
<基本的方向6>安心と安全な環境整備	74

資料編

1. 障がい者計画等策定委員会委員名簿	81
2. さくら市障がい者計画等策定委員会幹事会委員名簿	82
3. さくら市障がい者計画策定経過	83
4. 用語集	84

總論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、わが国の福祉施策については地域共生社会の実現に向けて様々な取り組みが進められています。それに伴い、障がい者施策も大きく変化しています。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」や「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)」など、障がいを理由とする差別解消・合理的配慮・医療的ケア児支援に関する制度的な整備が進んでいます。

また、少子高齢化の進行により、障がいのある方やその家族の高齢化・重度化・多様化が進み、「親亡き後」、「重度化・合併症リスク」、「精神障がい・発達障がい」、「地域生活・就労の継続支援」など、新たに多様な課題が顕在化しています。地域共生社会・インクルーシブな社会づくりという観点から、障がいの有無にかかわらず誰もが生きやすいまちづくりという価値観が強まり、自治体においても「ライフステージを通じた切れ目のない支援」、「地域生活移行」、「就労・社会参加支援」、「相談・情報提供の充実」などが重視され、障がい特性等に配慮したきめ細かな支援が求められています。

そのほか、令和6年1月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(認知症基本法)」が施行され、「認知症施策推進基本計画」の策定が努力義務となり、同計画の基本的施策に「若年性認知症を含む認知症の人に関する課題の把握と調査研究の推進」があげられていることから、精神障がい分野の施策にも大きな動きがみられます。

障がい者が可能な限り地域の中で自分らしい暮らしができるよう、「福祉施設から地域福祉、在宅福祉へ」及び「自立と社会参加」という流れのもと、本市においては、令和3年度に「さくら市第4期障がい者計画」を、令和6年度には「さくら市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「ソーシャルインクルージョン」を基本理念として、障がい福祉についての施策を総合的・計画的に推進してきました。

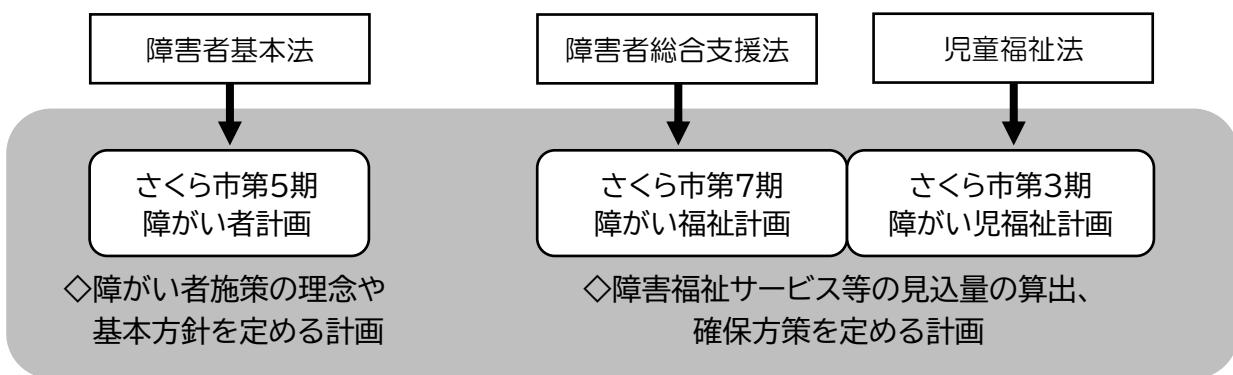
このたび、「さくら市第4期障がい者計画」の計画期間が終了することに伴い、これまでの取り組みに加え、国の新たな障がい者施策の動向を踏まえ、本市のさらなる障がい者施策の推進のため、「さくら市第5期障がい者計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

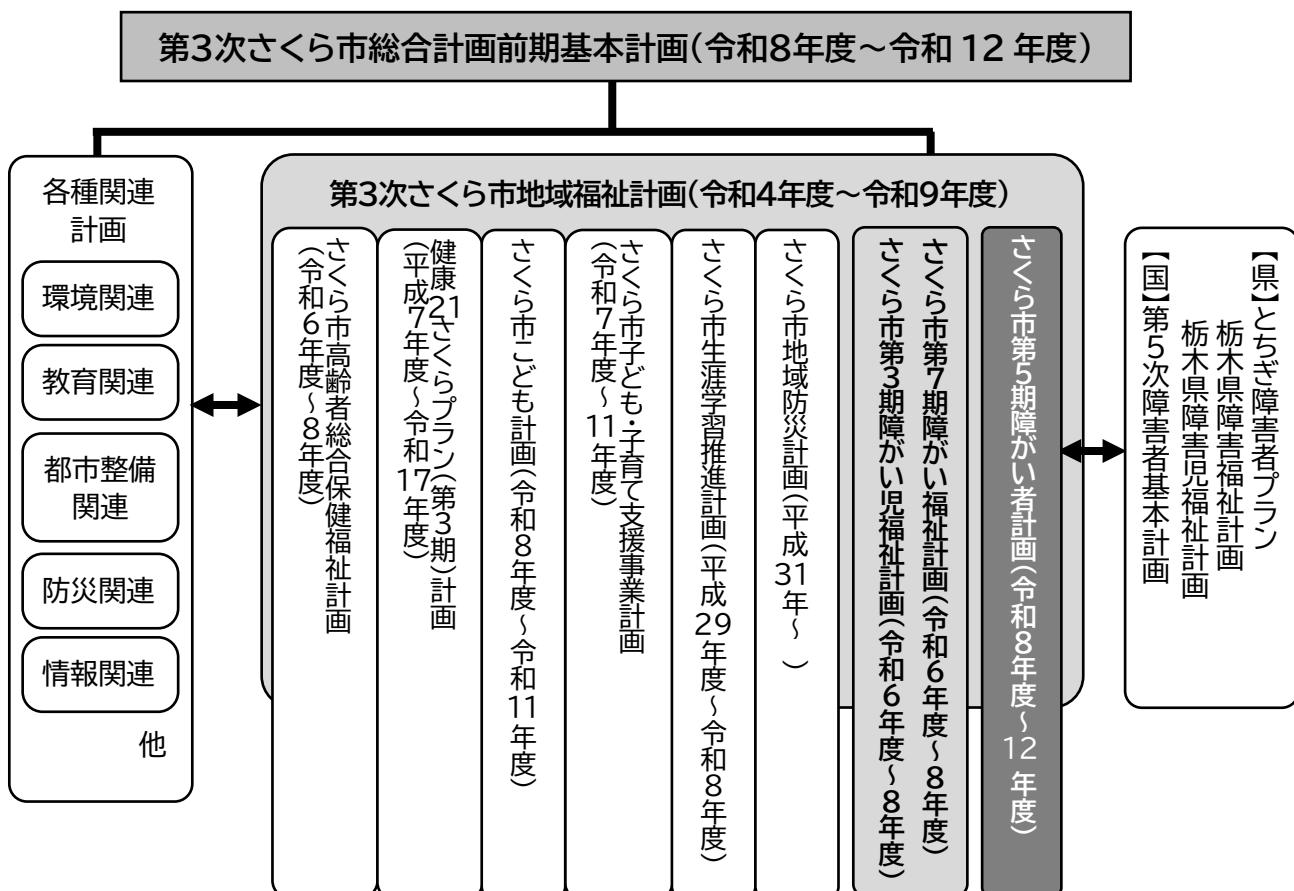
令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「さくら市第5期障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく、「市町村障害者計画」であり、障がい者のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定めるためのものです。

令和6年度に策定した「さくら市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、令和8年度までを計画期間として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく、「市町村障害福祉計画」、「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービスや障がい児支援等の見込量や必要量確保の方策等を定める計画です。障がい者(児)の支援については、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進める必要があることから、両計画について整合性をもって総合的に策定します。



(2) 各種計画における位置づけ

本計画は、本市の最上位計画の「第3次さくら市総合計画前期基本計画」をはじめ、福祉の上位計画となる「第3次さくら市地域福祉計画」の部門計画として、また、各種関係計画と調和を保った計画として策定します。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

ただし、国や県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
障がい者計画												
障がい福祉計画												
障がい児福祉計画												

The table illustrates the planning periods:

- 障がい者計画 (Solid Arrows):**
 - 第4期 (R3 to R7)
 - 第5期 (R8 to R12)
- 障がい福祉計画 (Solid Arrows):**
 - 第6期 (R3 to R7)
 - 第7期 (R8 to R12)
 - 第8期 (R9 to R12)
 - 第9期 (R10 to R14)
- 障がい児福祉計画 (Solid Arrows):**
 - 第2期 (R3 to R7)
 - 第3期 (R8 to R12)
 - 第4期 (R9 to R12)
 - 第5期 (R10 to R14)

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内の障がい当事者団体、障害福祉サービス提供事業所を対象にしたアンケート調査やパブリックコメントの実施等により、本市の障がい者施策に関する意見や現状を把握しました。さらに、策定委員会、幹事会及び地域自立支援協議会で計画の内容や今後の障がい者施策についての審議を重ねました。

(1) さくら市障がい者計画等策定委員会

保健及び福祉関係者、障がい当事者団体代表者、教育関係者、行政関係者による委員会を設置し、計画内容の検討を行いました。

(2) さくら市障がい者計画等策定委員会幹事会

障がい者支援に係る庁内関係各課及び相談支援事業者による幹事会を設置し、計画内容の検討を行いました。

(3) さくら市地域自立支援協議会

指定相談支援事業者、障害福祉サービス等に従事する者、保健医療従事者、警察・司法関係者、学識経験者、社会福祉協議会、障がい当事者団体等と関係行政機関により設置している協議会において計画の内容の検討を行いました。

(4) 市民意向の把握

①障がい福祉に関するアンケート調査の実施

令和7年度において、障がい者(児)及び市民一般、障がい当事者団体、障害福祉サービス提供事業所への調査を実施しました。

②パブリックコメントの実施

さくら市第5期障がい者計画(案)について、広く市民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

5. 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進

計画の進行にあたっては、市、地域・家庭・学校、障がい当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等が連携・協働し、それぞれ適切な役割分担のもとに障がい者福祉施策を進めることが必要です。

①市の役割

- ・地域における障がい者福祉を推進する主体として、障がい者等のニーズの把握に努めるとともに、国、県、近隣市町等と連携しながら、地域の実情に合ったきめ細かな施策を計画的に進めます。
- ・計画を総合的に推進するため、全庁的な調整を図ります。

②地域・家庭・学校の役割

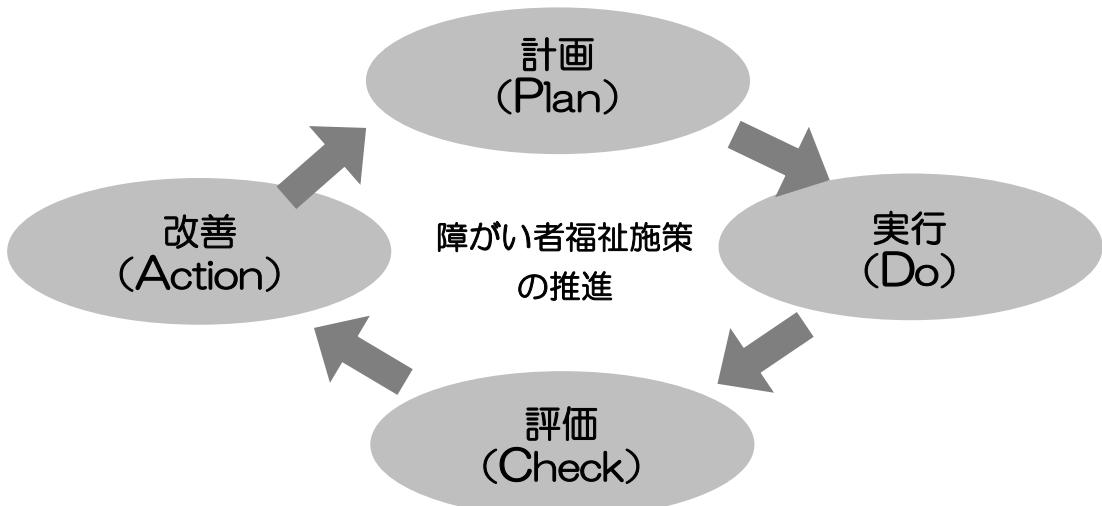
- ・地域や家庭、学校等で、障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、地域でともに支えながら暮らしていく環境づくりを進めることができます。
- ・障がい者が地域の一員として責任と役割を担い、日常的な活動や行事に気軽に参加できる地域づくりを進めることができます。

③障がい当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等の役割

- ・障がい当事者団体は、障がい者の権利の擁護と理解の促進を図るとともに、社会参加を支援するため、自主的な活動を展開していく必要があります。
- ・障害福祉サービス提供事業所は、福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障がい者の意向を尊重し、障がいの状況に応じた公正で適切なサービス提供に努める必要があります。
- ・企業は、障がい者の雇用を積極的に進めるとともに、障がい者に配慮した職場環境づくりに取り組む必要があります。

(2) 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」に基づき、進行管理及び見直しを行います。さくら市地域自立支援協議会や関係機関から意見をいただきながら、評価及び改善を十分に行い、施策に反映させることで、基本理念・基本目標に沿った実効性の高い計画を目指します。



第2章 本市の障がい者を取り巻く現状

1. 本市の概況

(1) 本市の位置と地勢

本市は、栃木県の中央部のやや北東に位置し、宇都宮市、大田原市、矢板市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町と隣接しています。鬼怒川の東岸に位置し、関東平野と那須野が原台地との間の数条の丘陵部を範囲とする、清流と緑の自然に恵まれた地域です。平成17年3月に旧氏家町と旧喜連川町が合併し、現在のさくら市が誕生しました。

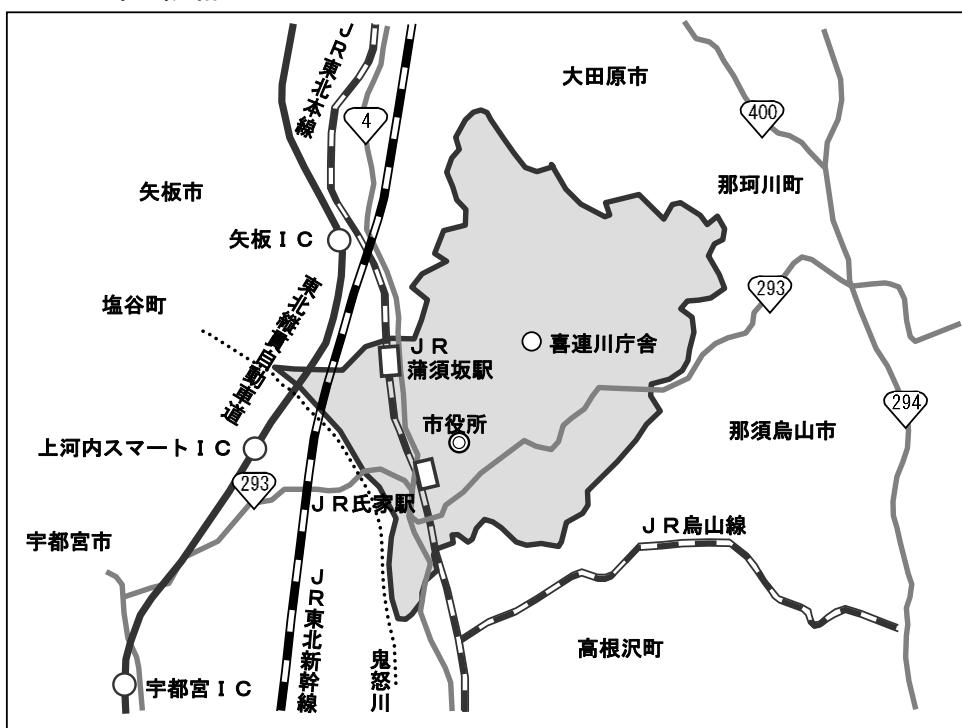
交通は、東京都から直線距離で約120kmにあり、東北縦貫自動車道、国道4号、国道293号、JR東北本線等が通っています。

温泉観光をはじめ、丘陵の緑、清流等の豊かな自然、城下町や宿場町としての歴史、ゴルフ場等の豊富な観光資源を有し、自然に恵まれながらも都心部へのアクセスも良く、利便性の高い身近な観光地として位置しています。

■さくら市の位置図



■さくら市の概略図

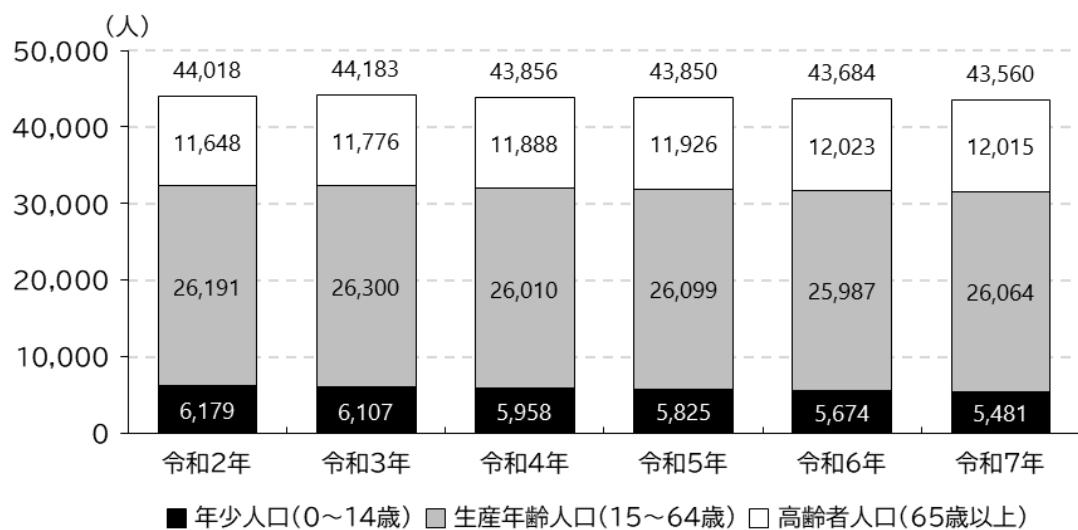


(2) 人口、世帯の推移

本市の総人口は令和3年をピークに、減少が続いています。高齢者人口、生産年齢人口は年によって増減がありますが、年少人口は減少が続いています。

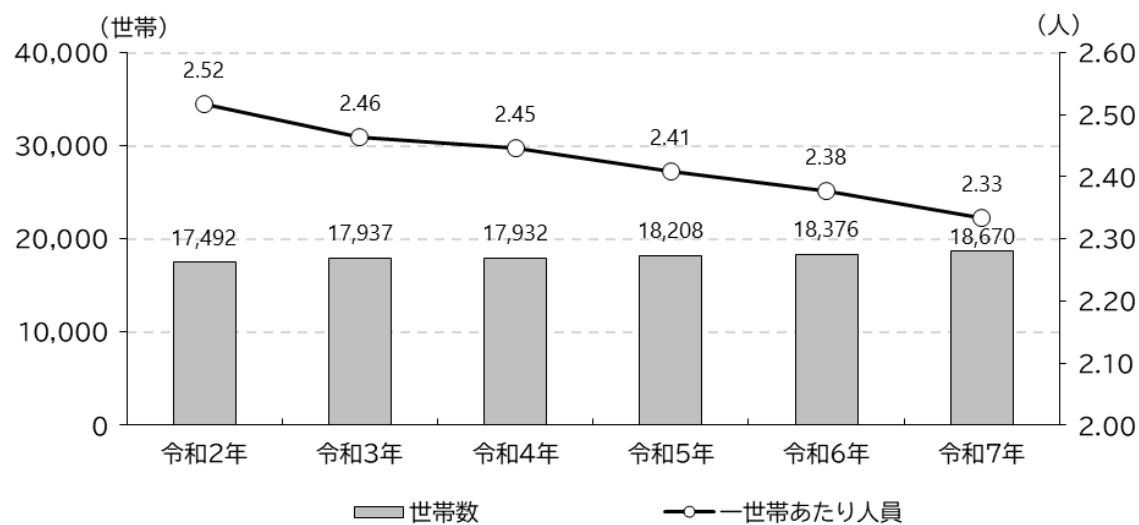
世帯数は増加が続いている一方で、それに伴い、一世帯あたり人員は低下が続いています。

年齢三区分別人口の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在、外国人含む)

世帯数、一世帯あたり人員の推移



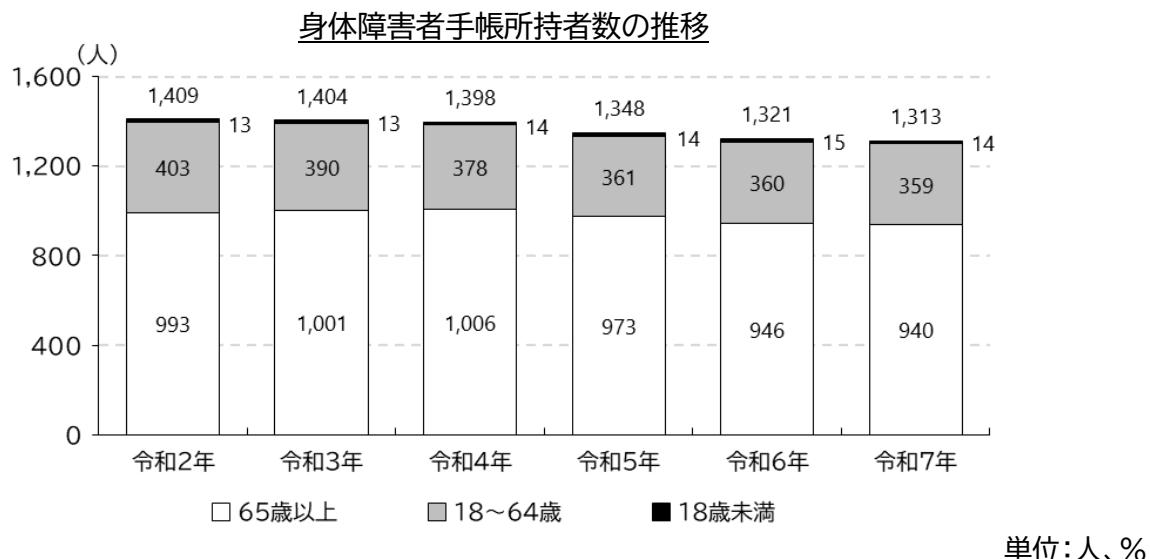
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在、外国人含む)

(3) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は減少が続いているが、令和3年まで1,400人台でしたが、令和4年以降は1,300人台となっています。年齢別にみると65歳以上が多く、令和4年以降減少が続いているが、全体の減少の大きな要因となっています。

等級別身体障害者手帳所持者数は1級が最も多く375人で3割弱を占めています。次いで、4級(354人)、2級(215人)、3級(193人)の順で多くなっています。

障がいの区分は肢体不自由が最も多く650人、次いで内部障がいが405人となっています。



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
手帳所持者数	1,409	1,404	1,398	1,348	1,321	1,313
18歳未満	13	13	14	14	15	14
18~64歳	403	390	378	361	360	359
65歳以上	993	1,001	1,006	973	946	940
対人口比(%)	3.20	3.18	3.19	3.07	3.02	3.01

資料:福祉課(各年4月1日現在、外国人含む)

等級別身体障害者手帳所持者数(1級が最重度)

単位:人、%

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	24	18	4	4	7	2	59
聴覚・平衡	—	40	10	55	0	28	133
音声・言語・そしゃく	—	—	7	5	—	—	12
肢体不自由	74	142	121	175	91	47	650
内部	247	3	42	113	—	—	405
複合	30	12	9	2	1	0	54
合計	375	215	193	354	99	77	1313
構成比(%)	28.6	16.4	14.7	27.0	7.5	5.9	100

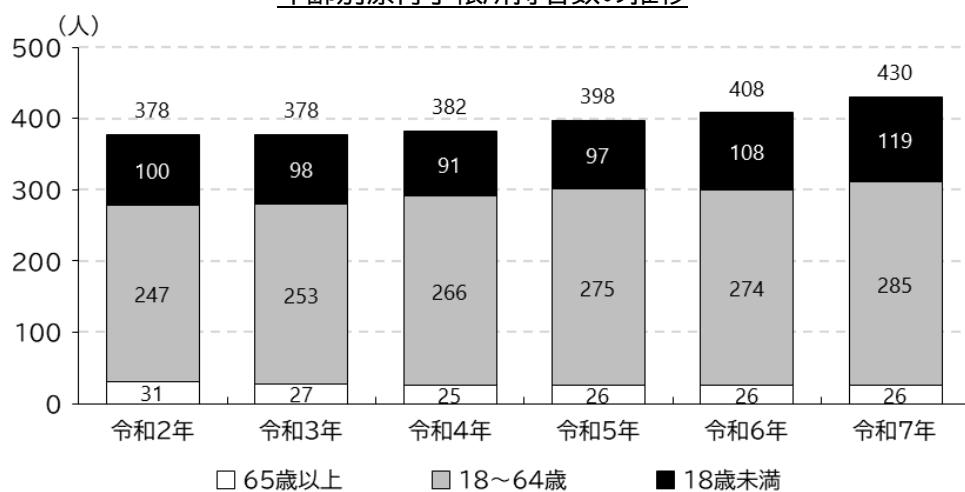
資料:福祉課(令和7年4月1日現在、外国人含む)

(4) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は増加が続いており、令和7年では前年より22人増加し、430人となっています。年齢別にみると令和2年以降、65歳以上を除く年代で増加が続いています。

程度別年齢別療育手帳所持者数は、B1(中度)が124人、B2(軽度)が168人とともに100人以上と多く、B2(軽度)が約4割を占めています。

年齢別療育手帳所持者数の推移



単位:人、%

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
手帳所持者数	378	378	382	398	408	430
18歳未満	100	98	91	97	108	119
18~64歳	247	253	266	275	274	285
65歳以上	31	27	25	26	26	26
対人口比(%)	0.86	0.86	0.87	0.91	0.93	0.99

資料:福祉課(各年4月1日現在、外国人含む)

程度別年齢別療育手帳所持者数

単位:人、%

	A1(最重度)	A2(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合計
手帳所持者数	48	90	124	168	430
18歳未満	8	18	24	69	119
18~64歳	39	59	91	96	285
65歳以上	1	13	9	3	26
構成比(%)	11.2	20.9	28.8	39.1	100

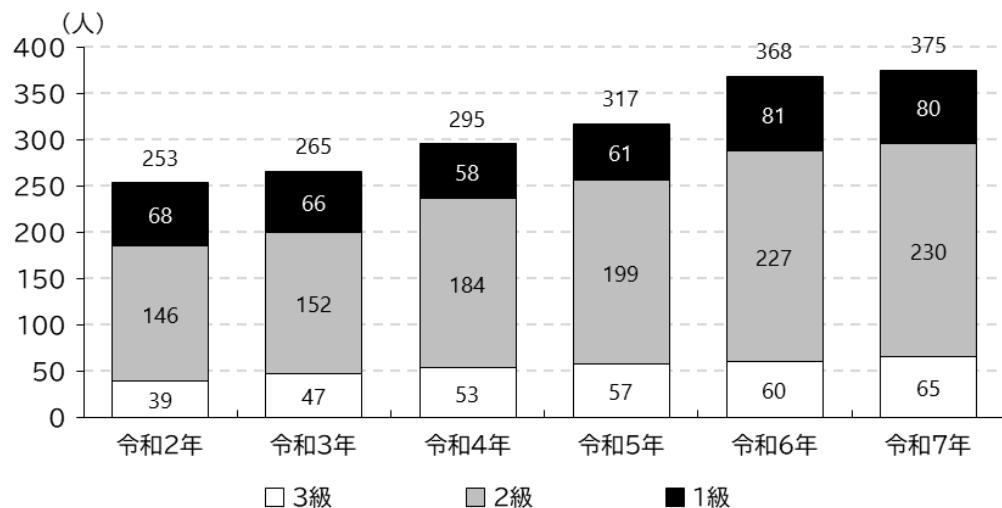
資料:福祉課(令和7年4月1日現在、外国人含む)

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和7年では375人と令和2年と比べ、122人の増加となっています。等級別にみると2級が最も多く、令和2年以降、増加が続いています。

自立支援医療(精神通院医療)受給者数も増加傾向にあります。令和7年では前年から減少に転じ、642人となっています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(1級が最重度)



単位:人、%

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
手帳所持者数	253	265	295	317	368	375
1級	68	66	58	61	81	80
2級	146	152	184	199	227	230
3級	39	47	53	57	60	65
対人口比(%)	0.57	0.60	0.67	0.72	0.84	0.86

資料:福祉課(各年4月1日現在、外国人含む)

自立支援医療(精神通院医療)受給者数

単位:人、%

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
受給者数	489	482	531	585	645	642
総人口	44,018	44,183	43,856	43,850	43,684	43,560
対人口比(%)	1.11	1.09	1.21	1.33	1.48	1.47

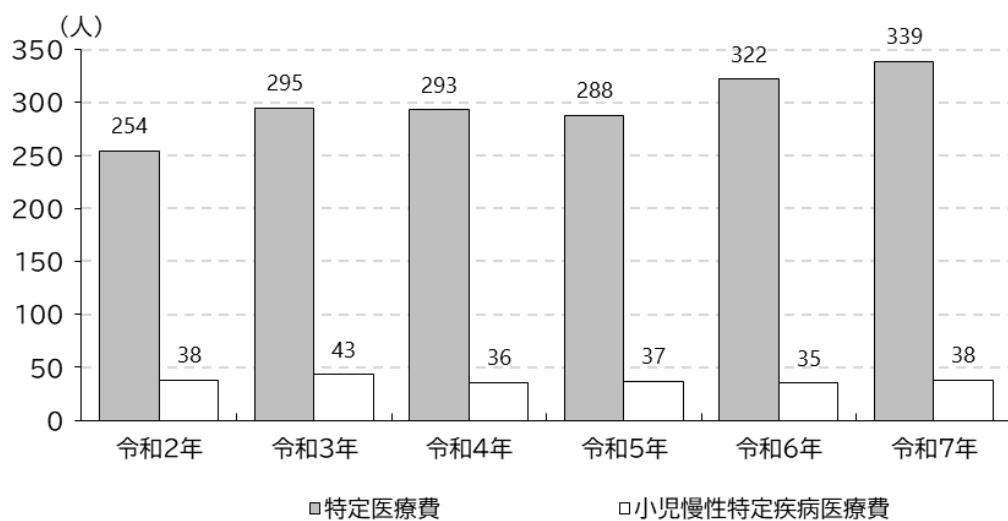
資料:福祉課(各年4月1日現在、外国人含む)

(6) 難病と特定医療費受給者数の推移

本市の難病患者で、特定医療費受給者証交付者数は令和5年以降、増加が続いている。小児慢性特定疾病医療費受給者証交付者数は30人台で横ばいとなっています。

障害者総合支援法の障害福祉サービス等の対象となる難病は令和7年4月現在、376疾患となっており、指定難病医療費助成制度の対象疾患については、348疾患となっています。今後も対象疾患の拡大により、特定医療費(指定難病)受給者証交付者数の増加が見込まれ、障害福祉サービスを利用するための障害支援区分の認定者の増加も予想されます。

特定医療費受給者証・小児慢性特定疾病医療費受給者証交付者数の推移



単位:人、%

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
受給者証交付者数	292	338	329	325	357	377
特定医療費	254	295	293	288	322	339
小児慢性特定疾病医療費	38	43	36	37	35	38
対人口比(%)	0.66	0.77	0.75	0.74	0.82	0.87

資料:福祉課(各年4月1日現在、外国人含む)

(7) 自立支援給付、地域生活支援事業の利用状況

①自立支援給付の利用状況

障害者総合支援法に基づく自立支援給付のうち、「介護給付」に係る障害福祉サービスを利用するには、認定調査及び医師の意見書により、サービスの必要性を総合的に判断し、障害支援区分の認定を行います。一方、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援といった「訓練等給付」に係る障害福祉サービスや相談支援を利用する場合、また、障がい児の場合は障害支援区分の認定を受ける必要はなく、サービスを利用することができます。

障害福祉サービスの利用状況について、介護給付、訓練等給付ともに令和2年以降、増加が続いているおり、令和7年では合わせて414人となっています。

障害児通所給付は令和5年以降、200人台で推移しています。

障害福祉サービスの利用状況

単位:人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
障害福祉サービス	336	358	377	395	401	414
介護給付	172	187	198	202	203	210
訓練等給付	164	171	179	193	198	204
障害児通所給付	163	169	187	230	224	232

資料:福祉課(各年4月中の利用者数)

②地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業の利用状況について、相談支援事業では令和3年度に基幹相談支援センターが新たに設置されたことに伴い、300人台に増加しており、令和6年度では423人となっています。手話奉仕員養成研修事業では、令和2年度のコロナ禍による中断から回復傾向にあり、令和6年度では17人となっています。

地域生活支援事業の利用状況

単位:人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
相談支援事業	206	320	328	404	423
意思疎通支援事業	7	7	6	8	7
手話奉仕員養成研修事業	—	15	13	20	17
移動支援事業	7	8	7	5	9
福祉ホーム事業	8	5	5	4	4
日中一時支援事業	26	26	14	19	21

資料:福祉課(各年度末現在)

③障害支援区分別人数

障害支援区分1から6の合計は増加傾向にあり、令和7年では前年よりも14人増加し、226人となっています。特に「区分4」で増加が多く、令和7年で64人と最も多くなっています。

障害支援区分別人数の推移

単位:人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
児童	7	12	14	10	13	14
区分なし	110	112	116	112	116	124
区分計	164	179	186	200	212	226
区分1	0	0	0	0	0	1
区分2	10	10	8	11	20	26
区分3	23	25	25	33	35	38
区分4	45	48	52	53	55	64
区分5	34	43	46	48	48	42
区分6	52	53	55	55	54	55
合計	281	303	316	322	341	364

資料:福祉課(各年4月末日現在)

④障害支援区分と利用できるサービス

介護給付に該当する指定障害福祉サービスには、一定の障害支援区分やその他の要件が必要となるものがあります。下表の「○」の部分がサービスの利用可能な障害支援区分です。

障害支援区分と利用できるサービス

	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護(ホームヘルプ)	×	○	○	○	○	○	○
重度訪問介護	×	×	×	×	○	○	○
同行援護	○	○	○	○	○	○	○
行動援護	×	×	×	○	○	○	○
重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	×	○
生活介護	×	×	○※2	○	○	○	○
療養介護	×	×	×	×	×	○※1	○
施設入所支援	×	×	×	○※3	○	○	○
短期入所(ショートステイ)	×	○	○	○	○	○	○

※1 筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者は、区分5でも利用可能です。

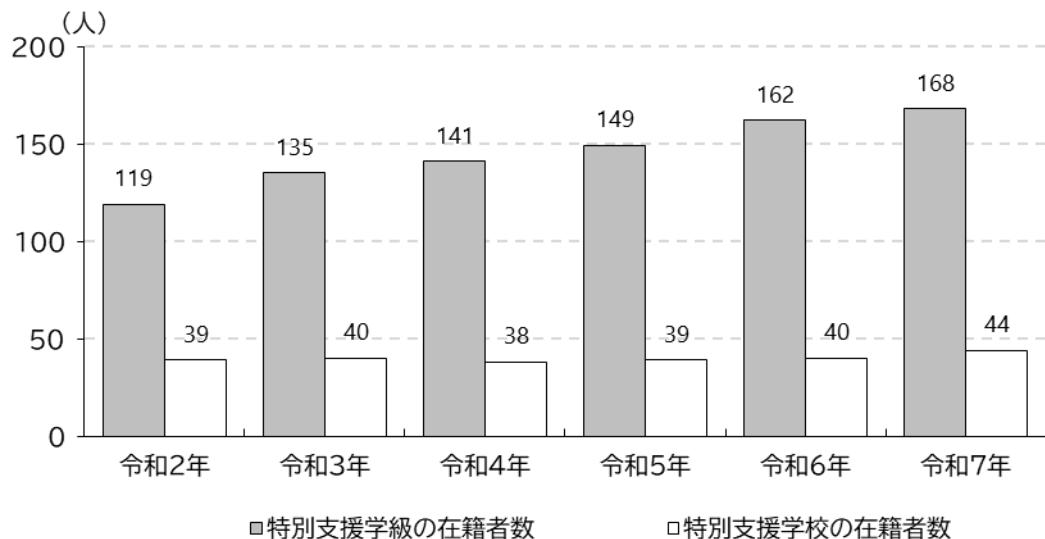
※2 50歳以上は区分2でも利用可能です。

※3 50歳以上は区分3でも利用可能です。

(8) 学校教育の状況

特別支援学級の児童・生徒数は、令和2年以降、増加が続いており、令和7年は168人となっています。特別支援学校児童・生徒数は40人前後で推移しており、令和7年で44人となっています。

特別支援学級・特別支援学校の児童・生徒数の推移



資料：学校教育課・福祉課(各年4月末日現在)

(9) 特別支援学校高等部卒業生の進路状況

特別支援学校高等部の卒業生の進路は、令和3年度から令和6年度までの累計で、「就職」が27人、「福祉施設通所・在宅等」が69人となっています。

特別支援学校高等部卒業生の進路状況

単位:人

区分	進学	専修学校等 入学	就職	福祉施設 通所・在宅等	その他
令和3年度卒業生	0	0	7	16	0
令和4年度卒業生	0	0	8	17	2
令和5年度卒業生	0	0	4	15	1
令和6年度卒業生	0	0	8	21	2
合計	0	0	27	69	5

資料：福祉課(各年4月中旬の実利用者数)

2. 障がい福祉に関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査概要

①調査の方法

○調査対象者:

- ①障がい当事者調査/本市に居住している身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)受給者証所持者、指定難病患者見舞金受給者
- ②一般市民調査/本市に居住している人を無作為抽出
- ③障害福祉サービス提供事業所調査/本市において、障害福祉サービスを提供している事業所
- ④障がい当事者団体調査/本市において、障がい当事者活動を行っている団体

○調査方法:①郵送配布・郵送回収

- ②郵送配布・郵送回収と Web 調査の併用
- ③メールによる配布・回収
- ④郵送による配布・回収

○調査期間:①、②令和7年7月 31 日～8月 15 日

- ③令和7年8月 13 日～8月 29 日
- ④令和7年8月 29 日～9月 19 日

②回収状況

	配布数	回収数	回収率
①障がい当事者調査	2,000 通	789 通	39.5%
②一般市民調査	1,000 通	347 通	34.7%
③障害福祉サービス提供事業所調査	23 通	11 通	47.8%
④障がい当事者団体調査	2 通	2 通	100.0%
合計	3,025 通	1,149 通	38.0%

③調査結果の見方

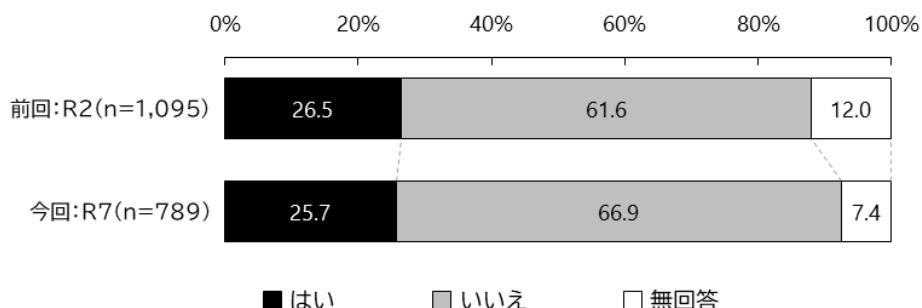
- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比(百分率)で表現しています。
- 「n」は、「number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数(該当質問においては該当者数)を 100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数第2位以下を四捨五入、小数第 1 位までを表記します。このため、すべての割合の合計が 100%にならないことがあります。
また、複数回答(2つ以上選ぶ問)の設問では、すべての割合の合計が 100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果または、回答者が皆無であることを表します。
- 図表の記載にあたり調査票の設問文、グラフ及び文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。

(2) 調査結果の概要

①障がい者の就労について

収入を得る仕事をしていますかとの問いに、全体で「はい」が 25.7%で前回と同程度となっています。障がい種別にみると、身体、知的は「はい」がやや低くなっています。ただし、身体は交付者のうち高齢者の割合が高いため、相対的に高くはありません。

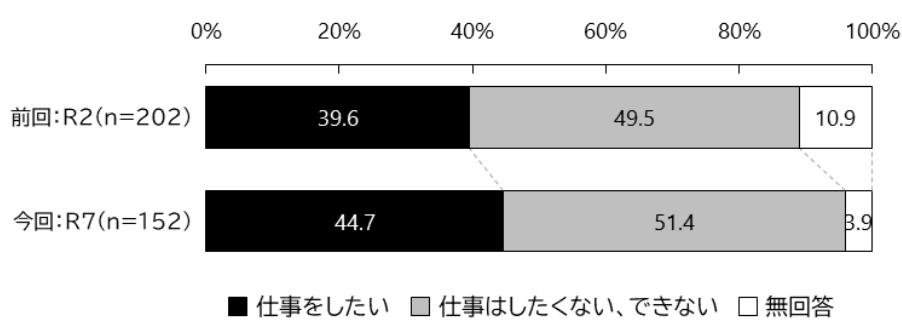
収入を得る仕事の有無(障がい当事者)



障がい種別				
単位(%)	合計(件)	はい	いいえ	無回答
全体	789	25.7	66.9	7.4
身体	455	21.5	69.9	8.6
知的	104	18.3	76.9	4.8
精神	121	37.2	54.5	8.3
自立支援医療	202	33.2	62.8	4.0
難病	132	37.9	55.3	6.8

就労意向の有無は、全体で「仕事をしたい」が 44.7%で前回と比べ、高くなっています。障がい種別にみると、精神、難病は「仕事をしたい」が 50%以上と高くなっています。

就労意向の有無(障がい当事者)

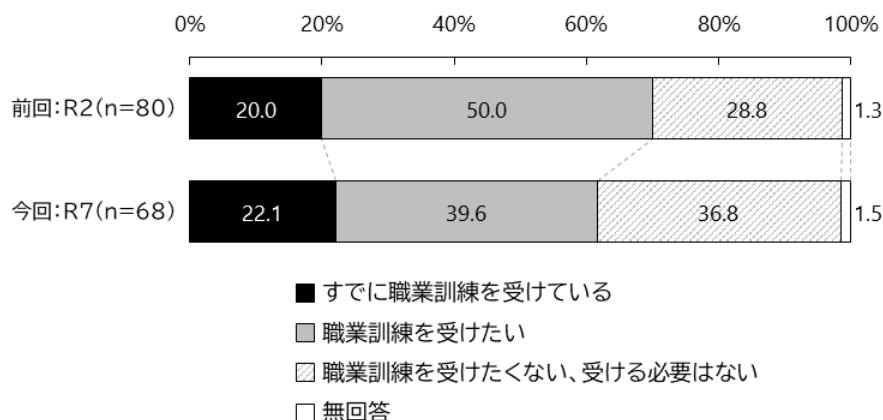


■ 仕事をしたい □ 仕事はしたくない、できない □ 無回答

障がい種別				
単位(%)	合計(件)	仕事をしたい	仕事はしたくない、できない	無回答
全体	152	44.7	51.4	3.9
身体	65	38.5	53.8	7.7
知的	41	39.0	53.7	7.3
精神	46	58.7	32.6	8.7
自立支援医療	81	49.4	44.4	6.2
難病	17	58.8	35.3	5.9

職業訓練等の受講意向の有無は、全体で「職業訓練を受けたい」が 39.6%で前回と比べ、低くなっています。障がい種別にみると、知的、難病は「職業訓練を受けたい」が 50%以上と高くなっています。

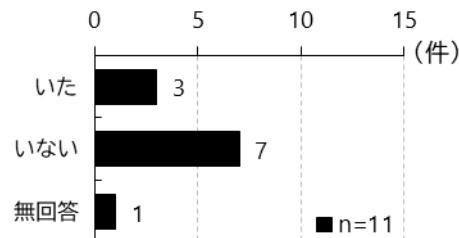
職業訓練等の受講意向の有無(障がい当事者)



単位(%)	合計(件)	障がい種別			
		すでに職業訓練を受けている	職業訓練を受けたい	職業訓練を受けたくない、受ける必要はない	無回答
全体	68	22.1	39.6	36.8	1.5
身体	25	24.0	24.0	48.0	4.0
知的	16	31.3	56.2	12.5	0.0
精神	27	25.9	37.1	37.0	0.0
自立支援医療	40	25.0	37.5	37.5	0.0
難病	10	0.0	50.0	40.0	10.0

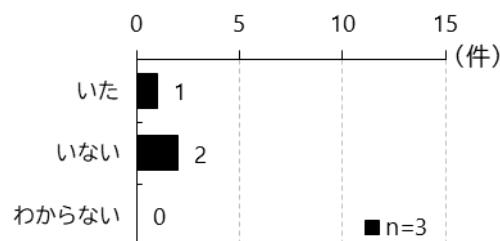
一般就労をした利用者の有無は、回答のあった 11 件の事業所のうち「いた」が3件、「いない」が7件となっています。

一般就労をした利用者の有無(障害福祉サービス提供事業所)



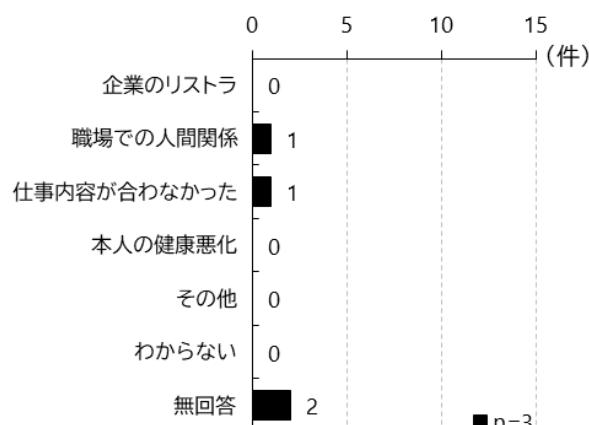
一般就労をした利用者の離職の有無は、就労者のいる3件の事業所のうち「いた」が1件、「いない」が2件となっています。

一般就労をした利用者の離職の有無(障害福祉サービス提供事業所)



一般就労をした利用者の離職の理由は、「職場での人間関係」、「仕事内容が合わなかった」が1件ずつとなっています。

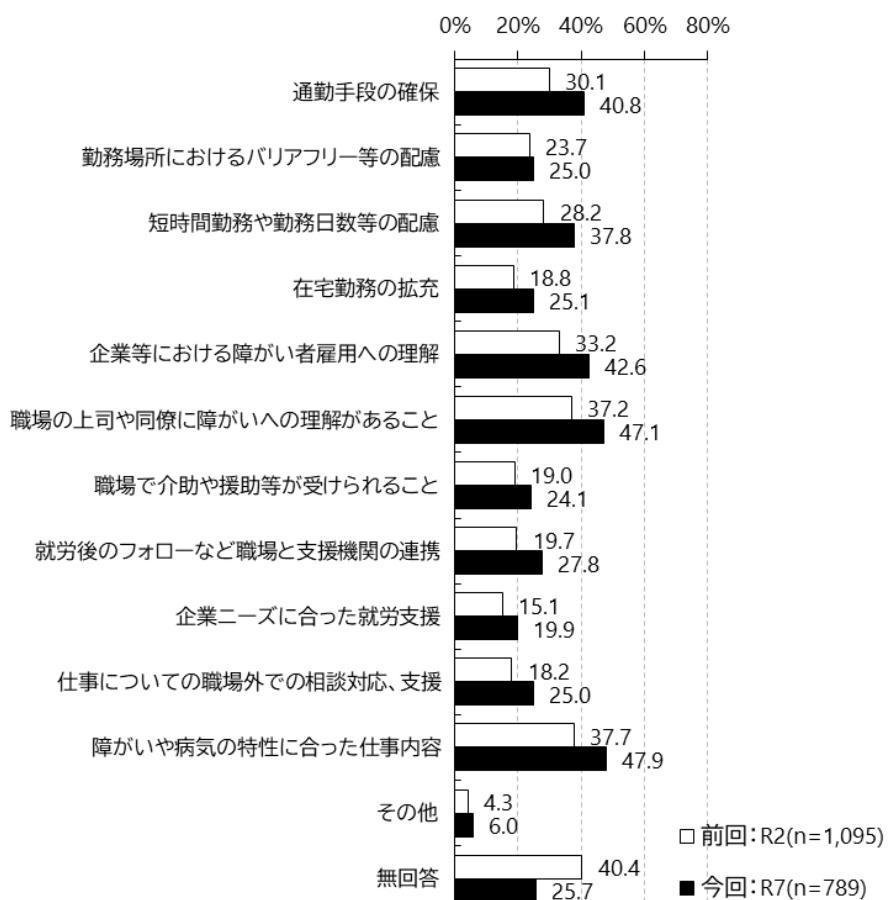
一般就労をした利用者の離職の理由(障害福祉サービス提供事業所)



障がいのある人への就労支援として必要だと思うものは、全体では「障がいや病気の特性に合った仕事内容」が47.9%、「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」が47.1%と高く、いずれも前回調査と比べ、高くなっています。

障がい種別にみると、精神、自立支援医療は「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」や「障がいや病気の特性に合った仕事内容」が60%前後と他と比べ、高くなっています。

障がいのある人への就労支援として必要だと思うもの(障がい当事者)

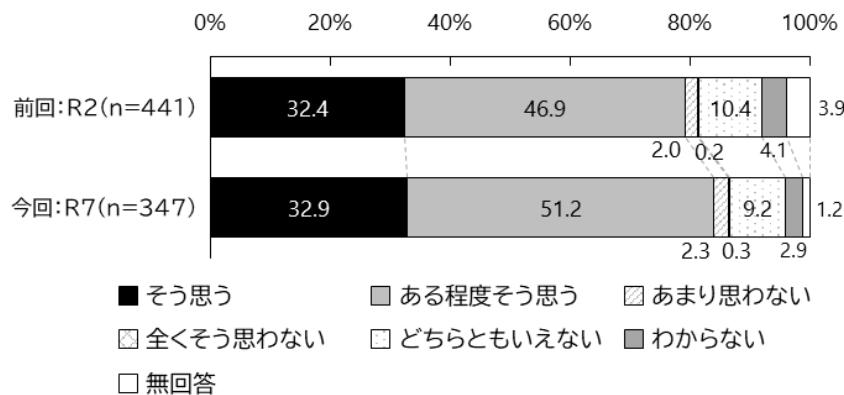


障がい種別									
単位(%)	合計(件)	通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	短時間勤務や勤務日数等の配慮	在宅勤務の拡充	企業等における障がい者雇用への理解	職場の上司や同僚に障がいへの理解があること	職場で介助や援助等が受けられること	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携
全体	789	40.8	25.0	37.8	25.1	42.6	47.1	24.1	
身体	455	34.5	27.3	32.5	22.0	34.5	37.6	20.2	
知的	104	52.9	9.6	28.8	11.5	51.0	50.0	26.0	
精神	121	41.3	18.2	48.8	33.9	53.7	60.3	28.1	
自立支援医療	202	43.1	25.7	53.0	35.1	52.0	59.9	30.2	
難病	132	42.4	24.2	38.6	29.5	37.1	47.0	21.2	

単位(%)	合計(件)	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	企業ニーズに合った就労支援	仕事についての職場外での相談対応、支援	障がいや病気の特性に合った仕事内容	その他	無回答
全体	789	27.8	19.9	25.0	47.9	6.0	25.7
身体	455	20.2	16.0	18.9	38.2	6.2	34.3
知的	104	32.7	16.3	24.0	51.0	5.8	16.3
精神	121	36.4	24.0	37.2	64.5	6.6	16.5
自立支援医療	202	36.1	30.2	36.1	65.8	5.0	11.4
難病	132	22.0	15.2	16.7	48.5	6.1	25.0

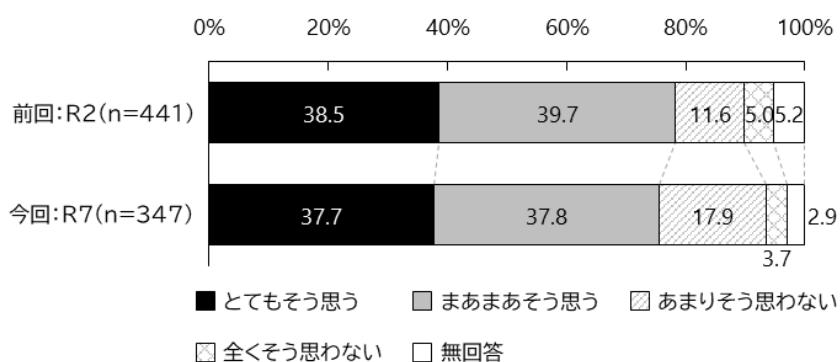
障がい者がもっと雇用されるべきかについて、「そう思う」、「ある程度そう思う」を合わせた意見は84.1%と8割強を占め、前回調査と比べ、高くなっています。

障がい者がもっと雇用されるべきか(一般市民)



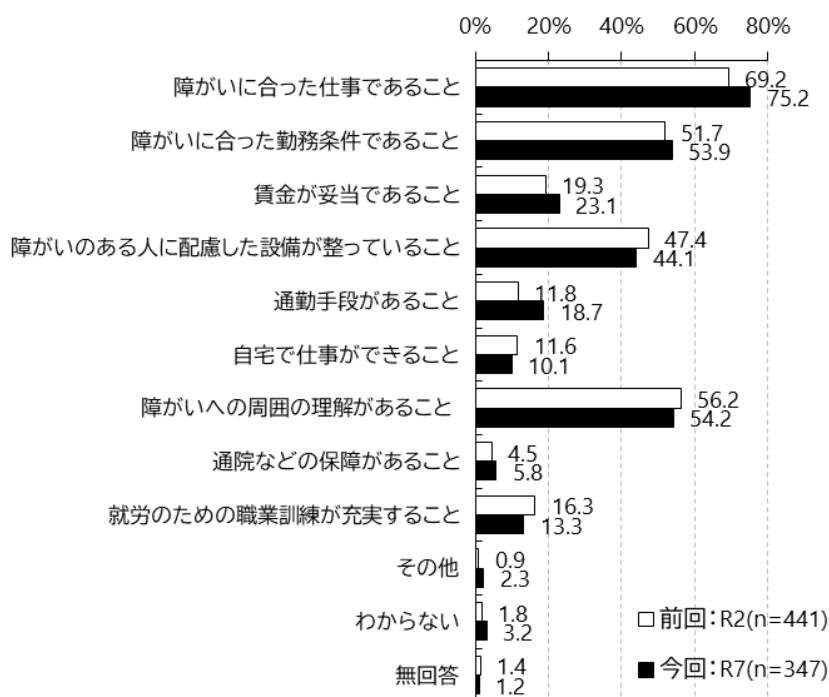
障がいのある人が職場にいても気にしないかについて、「とてもそう思う」、「まあまあそう思う」を合わせた意見は75.5%と7割強を占めているものの、前回調査と比べ、低くなっています。

障がいのある人が職場にいても気にしないか(一般市民)



障がい者が働くために必要なことは、「障がいに合った仕事であること」が75.2%と最も高く、次いで「障がいへの周囲の理解があること」が54.2%、「障がいに合った勤務条件であること」が53.9%となっています。「障がいに合った仕事であること」、「障がいに合った勤務条件であること」はいずれも前回調査と比べ、高くなっています。

障がい者が働くために必要なこと(一般市民)



一般就労実現のために必要な支援・制度(障害福祉サービス提供事業所)

・就労先の障がいへの理解
・実践に近い訓練先が少ないため増えるとよい
・市の制度として実習制度があるとよい
・通勤手段が充実されると就労の選択肢が増える
・ビジネスマナーの習得、履歴書の書き方や面接の練習、コミュニケーション能力等習得、就労意欲向上のための支援・就職後の職場定着のための支援
・就労支援に関する職員の知識、技術の向上
・相談支援事業所等関係機関との連携
・「県北圏域障害者就労・生活支援センターふれあい」の充実(人員面)
・現在は「県北圏域障害者就労・生活支援センターふれあい」へ依頼しても人員が不足しており、対応に時間がかかるたり十分な支援ができていないように感じる
・その方の障がい特徴の理解、できる動作能力の理解
・企業の努力と意識改革
・就労移行支援事業の充実
・就労定着支援事業の充実
・移動手段の充実
・就労先の障がいへの理解

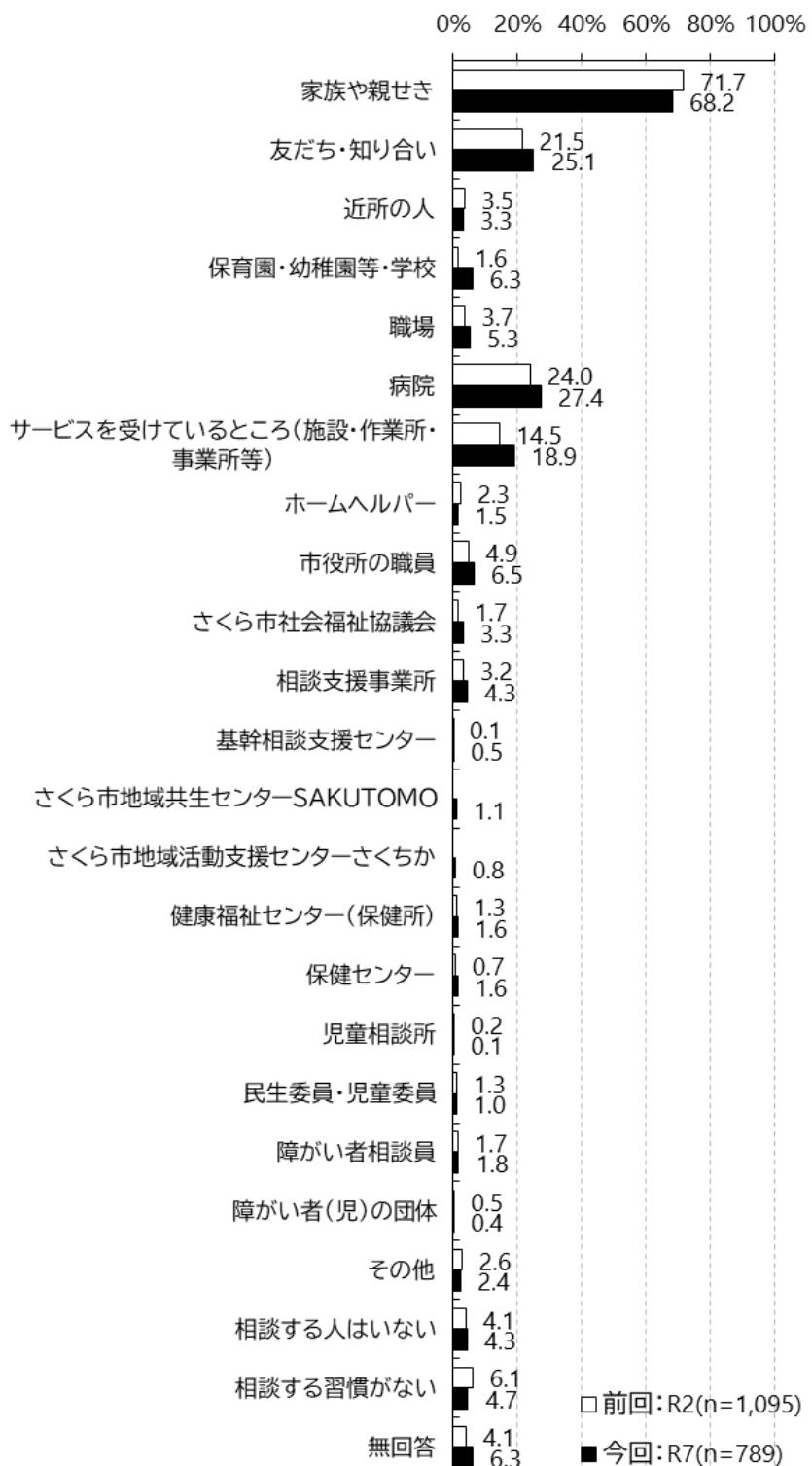
※11件の施設のうち記述のあった8件を掲載しています。

②相談先・情報入手先について

悩みや困りごとの相談先は、全体で「家族や親せき」が 68.2%と最も高く、次いで「病院」が 27.4%となっており、「家族や親せき」は前回調査と比べ、低くなっています。

障がい種別にみると、知的は「サービスを受けているところ(施設・作業所・事業所等)」が 33.7%と他と比べ、高くなっています。

悩みや困りごとの相談先(障がい当事者)



障がい種別 悩みや困りごとの相談相手

単位(%)	合計(件)	家族や親せき	友だち・知り合い	近所の人	保育園・幼稚園等・学校	職場	病院	サービスを受けているところ(施設・作業所・事業所等)	ホームヘルパー
全体	789	68.2	25.1	3.3	6.3	5.3	27.4	18.9	1.5
身体	455	64.4	23.5	4.6	0.7	3.1	25.3	15.8	1.8
知的	104	62.5	20.2	0.0	18.3	6.7	12.5	33.7	0.0
精神	121	60.3	24.8	1.7	0.0	9.9	40.5	24.0	2.5
自立支援医療	202	65.8	28.7	1.5	4.5	7.4	42.6	21.8	2.5
難病	132	78.8	30.3	1.5	1.5	7.6	34.1	9.1	2.3

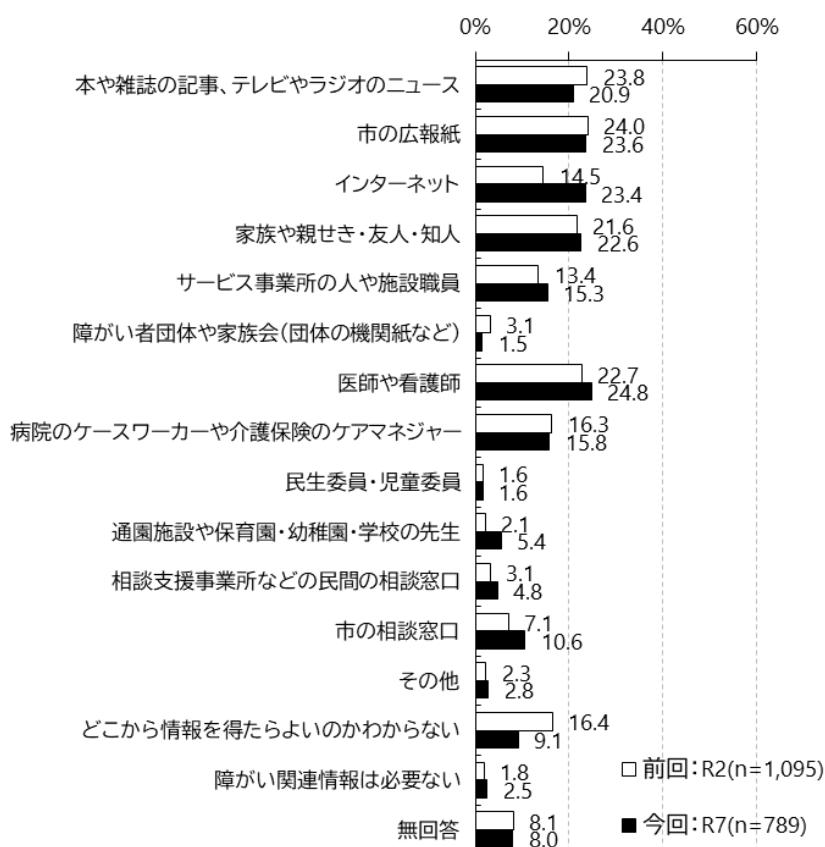
単位(%)	合計(件)	市役所の職員	さくら市社会福祉協議会	相談支援事業所	基幹相談支援センター	さくら市地域共生センター SAKUTO MO	さくら市地域活動支援センターさくちか	健康福祉センター(保健所)	保健センター
全体	789	6.5	3.3	4.3	0.5	1.1	0.8	1.6	1.6
身体	455	8.1	4.4	2.2	0.2	1.3	0.9	1.5	1.1
知的	104	1.0	3.8	9.6	2.9	1.0	1.9	0.0	0.0
精神	121	7.4	5.0	9.9	0.0	1.7	2.5	0.0	1.7
自立支援医療	202	9.4	2.5	7.9	0.0	2.5	1.5	1.0	2.5
難病	132	6.1	2.3	3.8	0.0	0.8	0.8	4.5	2.3

単位(%)	合計(件)	児童相談所	民生委員・児童委員	障がい者相談員	障がい者(児)の団体	その他	相談する人はいない	相談する習慣がない	無回答
全体	789	0.1	1.0	1.8	0.4	2.4	4.3	4.7	6.3
身体	455	0.0	1.5	2.0	0.4	2.2	5.3	4.8	8.1
知的	104	1.0	0.0	3.8	0.0	1.9	4.8	7.7	5.8
精神	121	0.0	0.8	5.8	0.0	5.8	6.6	1.7	9.1
自立支援医療	202	0.0	0.5	4.5	0.0	4.0	3.5	3.0	4.5
難病	132	0.0	2.3	1.5	0.8	0.8	3.0	1.5	6.8

障がいや福祉サービスの情報入手先は、全体で「医師や看護師」が 24.8%、「市の広報紙」が 23.6%、「インターネット」が 23.4%となっており、「インターネット」では前回調査と比べ、高くなっています。

障がい種別にみると、知的は「サービス事業所の人や施設職員」が 37.5%と他と比べ、高くなっています。

障がいや福祉サービスの情報入手先(障がい当事者)



※「どこから情報を得たらよいのかわからない」は前回調査では「ほとんど情報を知らない」

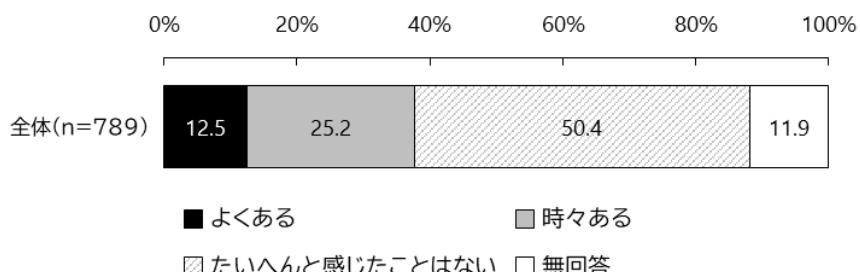
障がい種別									
単位(%)	合計(件)	本や雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	市の広報紙	インターネット	家族や親せき・友人・知人	サービス事業所の人や施設職員	障がい者団体や家族会(団体の機関紙など)	医師や看護師	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー
全体	789	20.9	23.6	23.4	22.6	15.3	1.5	24.8	15.8
身体	455	22.0	28.4	17.8	19.6	11.6	1.5	22.4	20.9
知的	104	20.2	14.4	15.4	26.9	37.5	2.9	19.2	5.8
精神	121	11.6	20.7	29.8	18.2	14.0	2.5	31.4	17.4
自立支援医療	202	16.8	18.8	31.2	22.3	15.8	2.0	38.1	14.4
難病	132	21.2	19.7	28.8	23.5	6.1	0.8	36.4	18.2

単位(%)	合計(件)	民生委員・児童委員	通園施設や保育園・幼稚園・学校の先生	相談支援事業所などの民間の相談窓口	市の相談窓口	その他	どこから情報を得たらよいのかわからない	障がい関連情報は必要ない	無回答
全体	789	1.6	5.4	4.8	10.6	2.8	9.1	2.5	8.0
身体	455	2.6	0.9	3.3	11.2	2.6	9.2	2.2	10.1
知的	104	0.0	15.4	10.6	11.5	3.8	10.6	1.9	4.8
精神	121	0.0	0.0	8.3	14.9	3.3	12.4	3.3	6.6
自立支援医療	202	1.0	2.5	8.4	13.4	3.0	9.4	1.5	4.5
難病	132	1.5	0.8	4.5	7.6	3.8	7.6	3.8	6.1

コミュニケーションや必要な情報の取得がたいへんと感じることの有無は、全体で「よくある」が12.5%、「時々ある」が25.2%と合わせて37.7%が『ある』と回答しています。

障がい種別にみると、『ある』と回答した人は知的で53.8%と他と比べ、高くなっています。

コミュニケーションや必要な情報の取得がたいへんと感じることの有無(障がい当事者)

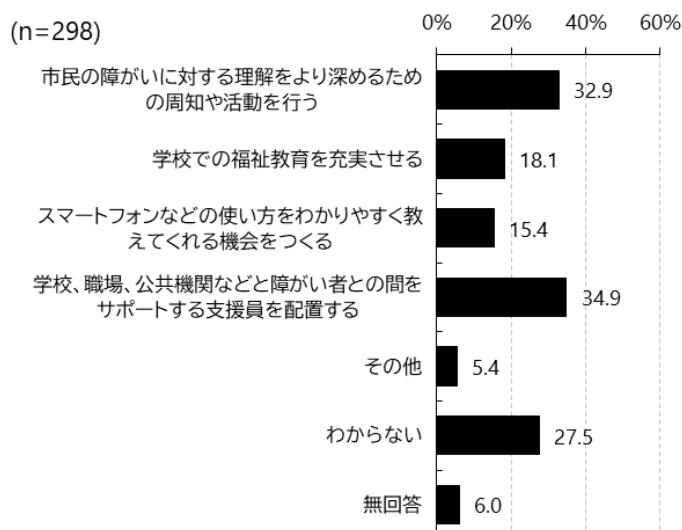


障がい種別	単位(%)	合計(件)				
			よくある	時々ある	たいへんと感じたことはない	無回答
全体	全体	789	12.5	25.2	50.4	11.9
身体	身体	455	11.2	23.3	50.6	14.9
知的	知的	104	24.0	29.8	36.6	9.6
精神	精神	121	16.5	34.7	35.6	13.2
自立支援医療	自立支援医療	202	16.3	30.7	46.1	6.9
難病	難病	132	12.1	19.7	57.6	10.6

コミュニケーションや必要な情報の取得が円滑になると思うことは、全体で「学校、職場、公共機関などと障がい者との間をサポートする支援員を配置する」が34.9%、「市民の障がいに対する理解をより深めるための周知や活動を行う」が32.9%となっています。

障がい種別にみると、「学校、職場、公共機関などと障がい者との間をサポートする支援員を配置する」は知的で51.8%、難病で42.9%と他と比べ、高くなっています。

コミュニケーションや必要な情報の取得が円滑になると思うこと(障がい当事者)



障がい種別									
単位(%)	合計(件)	市民の障がいに対する理解をより深めるための周知や活動を行う	学校での福祉教育を充実させる	スマートフォンなどの使い方をわかりやすく教えてくれる機会をつくる	学校、職場、公共機関などと障がい者との間をサポートする支援員を配置する	その他	わからない	無回答	
全体	298	32.9	18.1	15.4	34.9	5.4	27.5	6.0	
身体	157	30.6	7.6	19.1	24.2	6.4	31.2	8.3	
知的	56	39.3	35.7	16.1	51.8	1.8	17.9	5.4	
精神	62	37.1	14.5	9.7	33.9	4.8	29.0	3.2	
自立支援医療	95	36.8	13.7	13.7	33.7	5.3	29.5	3.2	
難病	42	33.3	11.9	14.3	42.9	9.5	26.2	7.1	

障がい者施策(制度)の当事者や家族への周知の有無(障がい当事者団体)

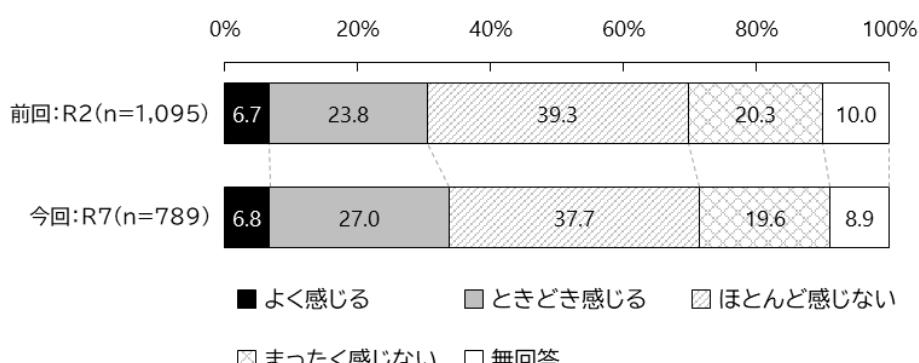
・周知なし
・家族から本人に連絡が届かないようです
・周知なし
・親の会が出している子育てのリーフレットの活用。障がいがあると思われたときに親の会(育成会)のことを知らせていただけだと自然なかたちで一緒に歩んでいけると思います

③障がい者への理解・配慮について

日常生活で差別や偏見を感じるかについて、全体で「よく感じる」が 6.8%、「ときどき感じる」が 27.0%と合わせて、『感じる』という人が 33.8%となっており、前回調査(30.5%)と比べ、高くなっています。

障がい種別にみると、知的は『感じる』という人が 53.8%と他と比べ、高くなっています。

日常生活で差別や偏見を感じるか(障がい当事者)

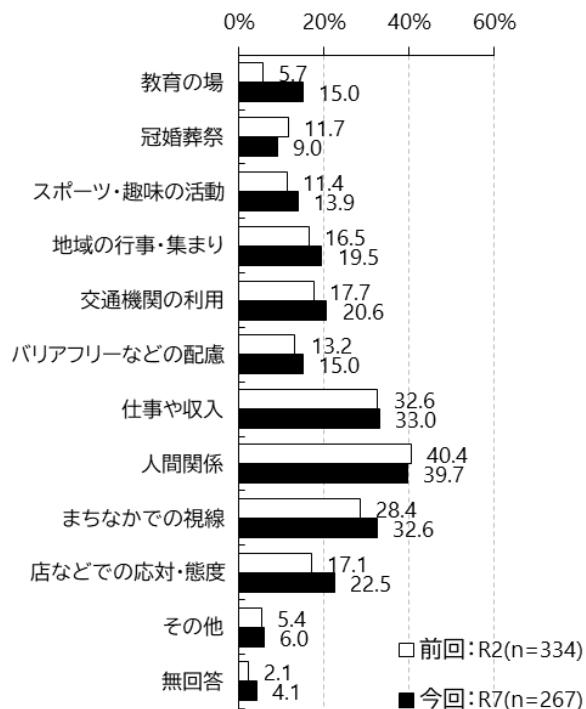


障がい種別						
単位(%)	合計(件)	よく感じる	ときどき感じる	ほとんど感じない	まったく感じない	無回答
全体	789	6.8	27.0	37.7	19.6	8.9
身体	455	5.1	22.2	43.3	20.2	9.2
知的	104	12.5	41.3	27.9	13.5	4.8
精神	121	14.0	35.6	28.1	11.6	10.7
自立支援医療	202	14.9	29.7	35.6	14.4	5.4
難病	132	7.6	18.9	37.1	25.0	11.4

差別や偏見を感じる場面・場所は、全体で「人間関係」が39.7%、「仕事や収入」が33.0%、「まちなかでの視線」が32.6%となっており、「まちなかでの視線」は前回調査と比べ、高くなっています。

障がい種別にみると、精神は「仕事や収入」が63.3%、知的は「まちなかでの視線」が51.8%と他と比べ、高くなっています。

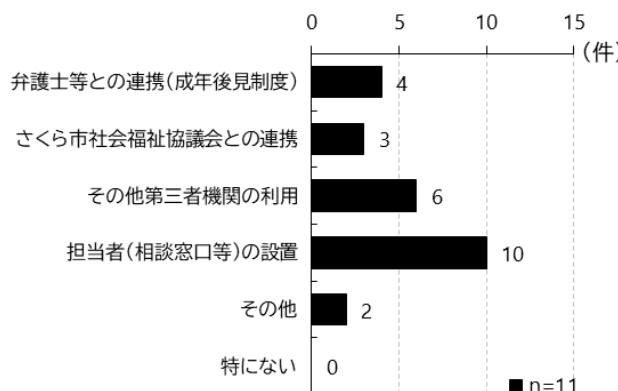
差別や偏見を感じる場面・場所(障がい当事者)



単位(%)	合計(件)	障がい種別											
		教育の場	冠婚葬祭	スポーツ・趣味の活動	地域の行事・集まり	交通機関の利用	バリアフリーなどの配慮	仕事や収入	人間関係	まちなかでの視線	店などでの応対・態度	その他	無回答
全体	267	15.0	9.0	13.9	19.5	20.6	15.0	33.0	39.7	32.6	22.5	6.0	4.1
身体	124	4.0	12.1	16.9	22.6	21.0	24.2	27.4	34.7	29.8	21.0	7.3	6.5
知的	56	21.4	5.4	7.1	26.8	23.2	5.4	30.4	28.6	51.8	33.9	3.6	3.6
精神	60	8.3	10.0	10.0	11.7	21.7	5.0	63.3	58.3	26.7	21.7	6.7	3.3
自立支援医療	90	10.0	10.0	12.2	16.7	22.2	5.6	56.7	57.8	36.7	23.3	5.6	2.2
難病	35	11.4	8.6	8.6	17.1	34.3	28.6	25.7	25.7	37.1	14.3	11.4	2.9

障がい者の権利擁護のために実施していることは、11件の事業所のうち「担当者(相談窓口等)の設置」が10件、「その他第三者機関の利用」が6件となっています。

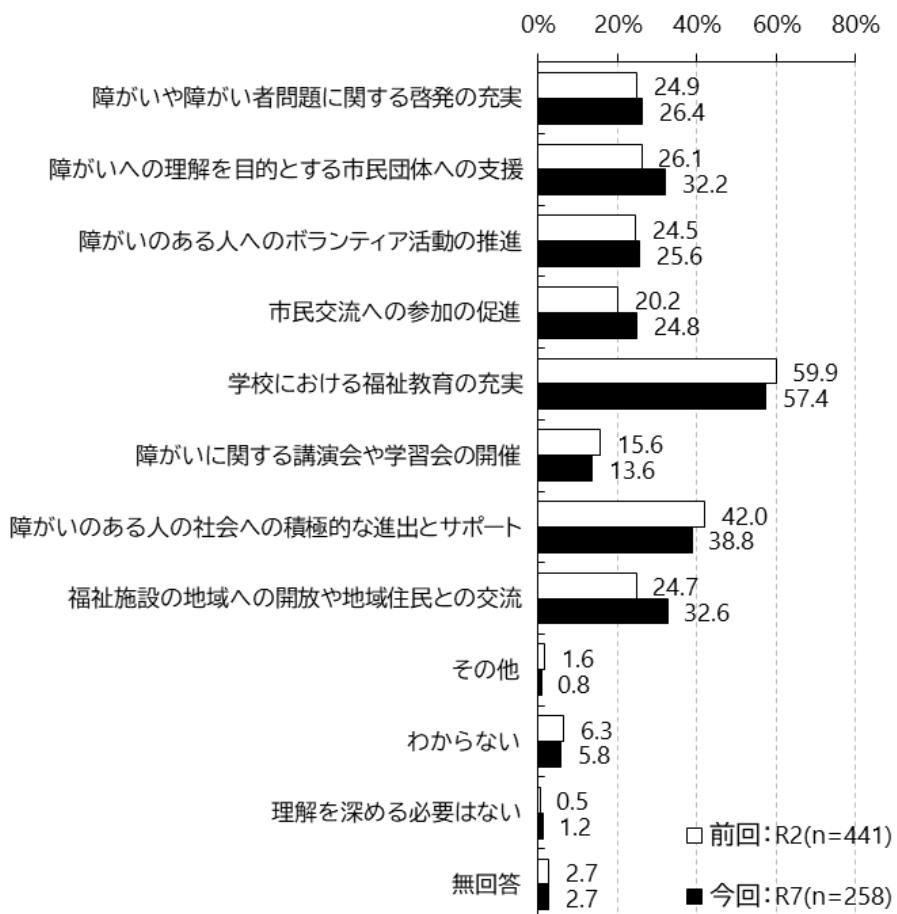
障がい者の権利擁護のために実施していること(障害福祉サービス提供事業所)



障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なことは、「学校における福祉教育の充実」が 57.4%、「障がいのある人の社会への積極的な進出とサポート」が 38.8%となっています。

「学校における福祉教育の充実」、「障がいのある人の社会への積極的な進出とサポート」はいずれも前回調査と比べ、低くなっています。

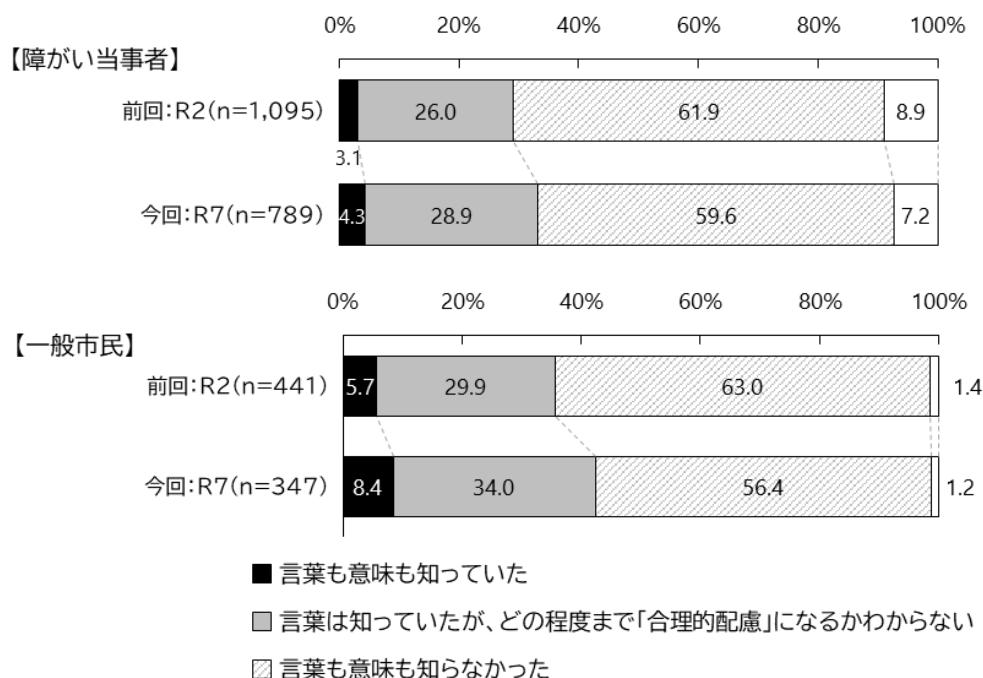
障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なこと(一般市民)



合理的配慮の認知度は、「言葉も意味も知っている」、「言葉は知っていたが、どの程度まで「合理的配慮」になるかわからない」を合わせた『認知度』をみると、障がい当事者は 33.2%、一般市民は 42.4%と一般市民の方が高くなっています。

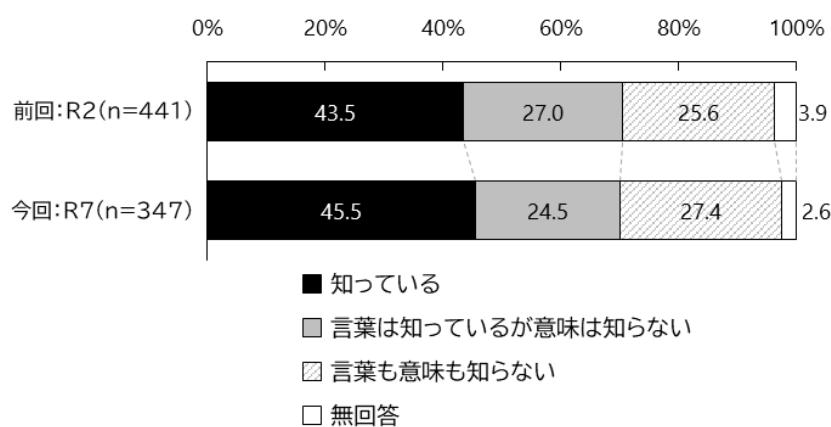
前回調査と比べると、『認知度』は障がい当事者、一般市民ともに高くなっています。

合理的配慮の認知度(障がい当事者・一般市民)



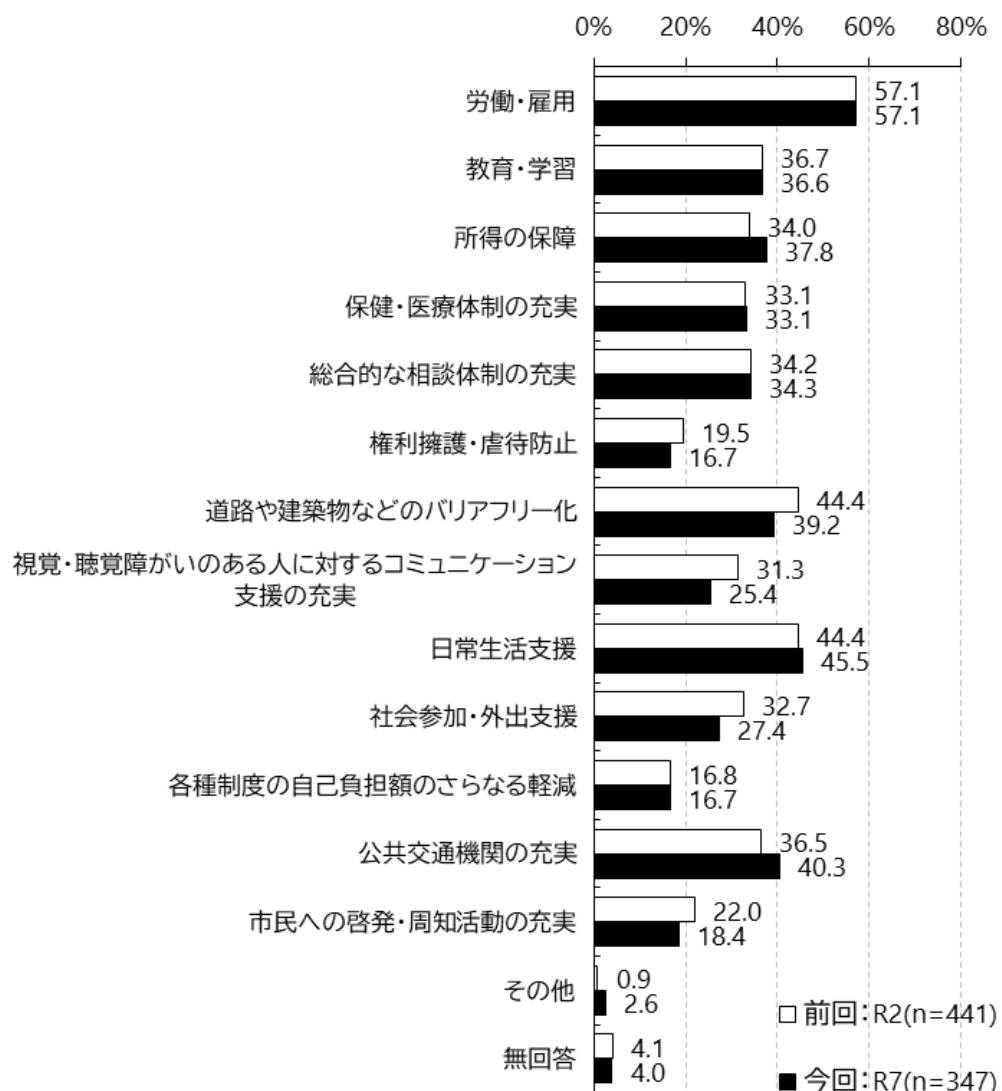
共生社会の認知度は、「知っている」、「言葉は知っているが、意味は知らない」を合わせた『認知度』が 70.0%となっており、前回調査と比べ、同程度となっています。

共生社会の認知度(一般市民)



障がい者が暮らしやすいまちになるために必要な取り組みは、「労働・雇用」が 57.1%、「日常生活支援」が 45.5%となっています。「公共交通機関の充実」や「所得の保障」は前回調査と比べ、高くなっています。

障がい者が暮らしやすいまちになるために必要な取り組み(一般市民)



活動する上で困っていること(障がい当事者団体)

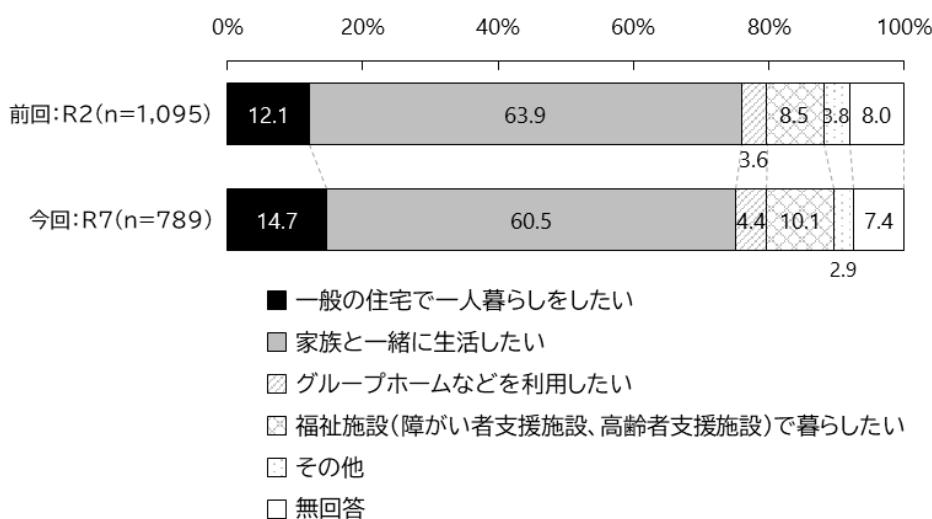
・ゆうゆうパークでのグランドゴルフの場所の芝刈りをしてほしい。20cm以上長くならないと刈ってくれない
記述なし

④障がい者（児）支援について

今後の生活希望は、全体で「家族と一緒に生活したい」が60.5%、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が14.7%となっています。

障がい種別にみると、知的は「福祉施設(障がい者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい」が22.1%と他と比べ、高くなっています。

今後の生活希望(障がい当事者)

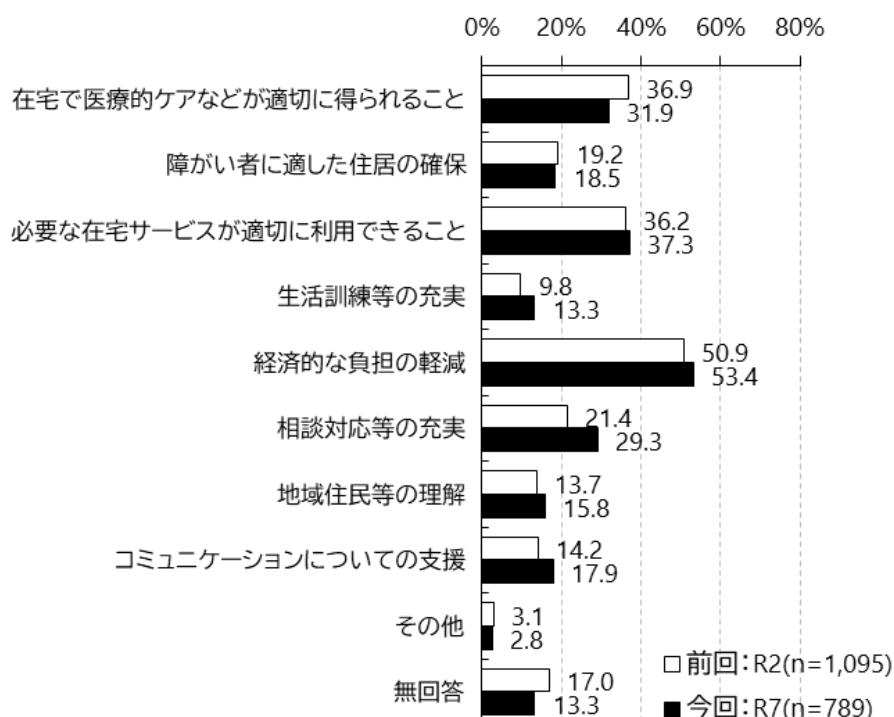


障がい種別							
単位(%)	合計(件)	一般の住宅で一人暮らしをしたい	家族と一緒に生活したい	グループホームなどを利用したい	福祉施設(障がい者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい	その他	無回答
全体	789	14.7	60.5	4.4	10.1	2.9	7.4
身体	455	14.1	59.1	3.5	13.0	2.6	7.7
知的	104	6.7	51.0	12.5	22.1	2.9	4.8
精神	121	20.7	49.5	5.0	7.4	8.3	9.1
自立支援医療	202	19.3	59.3	5.0	7.4	4.5	4.5
難病	132	9.1	71.3	1.5	4.5	3.8	9.8

在宅で暮らす際に必要な支援は、全体で「経済的な負担の軽減」が 53.4%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 37.3%、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が 31.9%となっています。

障がい種別にみると、知的は「生活訓練等の充実」、「地域住民等の理解」、「コミュニケーションについての支援」が他と比べ、高くなっています。

在宅で暮らす際に必要な支援(障がい当事者)

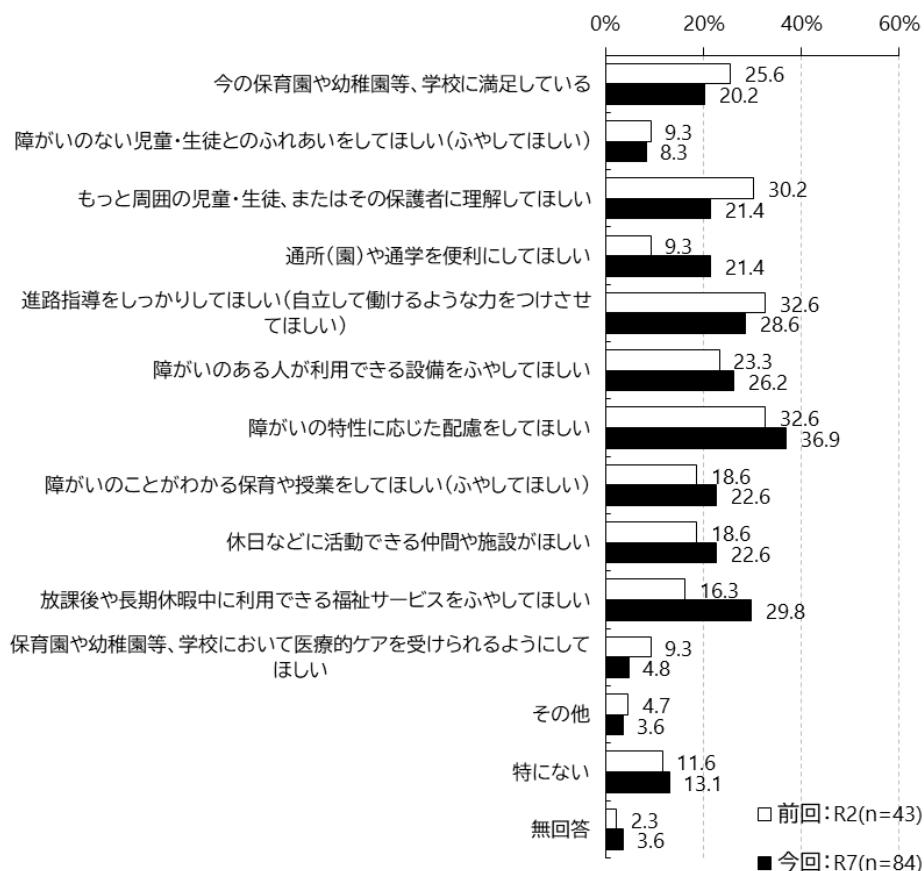


単位(%)	合計(件)	障がい種別									
		在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	障がい者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	コミュニケーションについての支援	その他	無回答
全体	789	31.9	18.5	37.3	13.3	53.4	29.3	15.8	17.9	2.8	13.3
身体	455	38.9	18.9	42.4	8.4	47.7	23.5	11.6	13.4	2.6	13.8
知的	104	15.4	25.0	34.6	28.8	59.6	33.7	31.7	31.7	2.9	7.7
精神	121	13.2	16.5	25.6	7.4	66.9	39.7	21.5	22.3	2.5	12.4
自立支援医療	202	24.3	23.8	31.7	13.4	67.8	38.6	22.3	20.3	3.0	5.4
難病	132	42.4	17.4	40.9	10.6	50.8	21.2	12.1	12.9	4.5	16.7

保育や教育について今後必要なことは、全体で「障がいの特性に応じた配慮をしてほしい」が36.9%、「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい」が29.8%となっており、いずれも前回調査と比べ、高くなっています。

障がい種別にみると、知的は「障がいのある人が利用できる設備をふやしてほしい」が48.1%、「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい」が44.4%となっています。

保育や教育について今後必要なこと(障がい児(18歳未満))



単位(%)	合計(件)	障がい種別							
		今の保育園や幼稚園等、学校に満足している	障がいのない児童・生徒とのふれあいをしてほしい(ふやしてほしい)	もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい	通所(園)や通学を便利にしてほしい	進路指導をしっかりしてほしい(自立して働くような力をつけてほしい)	障がいのある人が利用できる設備をふやしてほしい	障がいの特性に応じた配慮をしてほしい	
全体	84	20.2	8.3	21.4	21.4	28.6	26.2	36.9	
身体	4	25.0	25.0	50.0	50.0	25.0	75.0	75.0	
知的	27	7.4	11.1	18.5	22.2	29.6	48.1	22.2	
精神	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	
自立支援医療	8	25.0	25.0	37.5	0.0	25.0	37.5	75.0	
難病	11	9.1	9.1	18.2	27.3	18.2	18.2	36.4	

単位(%)	合計(件)	障がい種別							
		障がいのことがわかる保育や授業をしてほしい(ふやしてほしい)	休日などに活動できる仲間や施設がほしい	放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい	保育園や幼稚園等、学校において医療的ケアを受けられるようにしてほしい	その他	特がない	無回答	
全体	84	22.6	22.6	29.8	4.8	3.6	13.1	3.6	
身体	4	0.0	50.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	
知的	27	29.6	25.9	44.4	0.0	0.0	11.1	0.0	
精神	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
自立支援医療	8	12.5	37.5	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
難病	11	18.2	18.2	18.2	0.0	9.1	45.5	0.0	

3. 調査結果のまとめと課題

①障がい者の就労について

障がい者で収入を得る仕事をしていない割合は全体では 66.9%と前回と同程度となっており、知的では 76.9%と高くなっています。そのうち、「仕事をしたい」が全体で 44.7%と増加傾向にあり、就労の意欲は高くなっています。

「仕事をしたい」と回答した障がい者のうち、「職業訓練を受けたい」という人が全体で 39.6%と減少傾向にあり、「すでに職業訓練を受けている」は 22.1%にとどまっています。

一般就労をした利用者がいた事業所は 11 件中3件、そのうち離職者がいる事業所は1件で、離職理由は「職場での人間関係」、「仕事内容が合わなかった」となっています。

一般市民が思う、障がい者もっと雇用されるべきかについて、「そう思う」、「ある程度そう思う」を合わせた肯定的な意見は 84.1%と高く、増加傾向にあります。

障がいのある人が職場にいても気にしないかについて、「とてもそう思う」、「まあまあそう思う」を合わせた肯定的意見は 75.5%と減少傾向にあります。

障がいのある人が就労支援として必要だと思うものは、「障がいや病気の特性に合った仕事内容」が 47.9%、「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」が 47.1%となっており、いずれも増加傾向にあります。

一般市民が思う、障がい者が働くために必要なことは、「障がいに合った仕事であること」が 75.2%、「障がいへの周囲の理解があること」が 54.2%、「障がいに合った勤務条件であること」が 53.9%となっています。「障がいに合った仕事であること」、「障がいに合った勤務条件であること」はいずれも増加傾向にあります。

●調査結果からの課題

仕事をしたいという障がい者全体のニーズは高まっていますが、職業訓練を受けたいという意向は減少しています。職業訓練を受けたいという意向は知的障がい者と難病患者が多く、障がい種別によって差があります。

事業所の利用者が一般就労へ実際に就職しているケースはありますが、職場での人間関係や仕事が合わなかったという理由で離職するケースがあります。

障がい者が働くために必要だと思うことは障がい者、一般市民ともに障がいについての周囲の理解をあげています。一般市民は障がい者がもっと雇用されるべきとの考えが増加傾向にあることから、継続して受け入れる側の理解を高める施策を続け、障がい者の就労支援と障がい種別や個々のケースに応じたきめ細かい相談支援、就労継続支援、就労定着支援が必要です。

②相談先・情報入手先について

障がい者の悩みや困りごとの相談先は、全体で「家族や親せき」が最も高くなっていますが、減少傾向で、「病院」や「友だち・知り合い」、「サービスを受けているところ(施設・作業所・事業所等)」が増加傾向となっています。「サービスを受けているところ(施設・作業所・事業所等)」は知的で 33.7%と高くなっています。

障がいや福祉サービスの情報入手先は、「医師や看護師」が 24.8%、「市の広報紙」が 23.6%、「インターネット」が 23.4%となっており、「インターネット」は増加傾向となっています。

コミュニケーションや必要な情報の取得がたいへん感じている障がい者は 37.7%('よくある'と、「時々ある」の合計)でとくに知的では 53.8%と高くなっています。コミュニケーションや必要な情報の取得が円滑になると思うことは、全体で「学校、職場、公共機関などと障がい者との間をサポートする支援員を配置する」が 34.9%、「市民の障がいに対する理解をより深めるための周知や活動を行う」が 32.9%となっています。

当事者団体では親の会が出している子育てのリーフレットの活用についての要望が出ています。

●調査結果からの課題

悩みや困りごとについての相談先は身近な家族や親せきが多くなっていますが、減少傾向にあり、ふだんの生活で身近にいる「友だち・知り合い」や通っている病院、サービスを受けている施設等が増加傾向となっています。

また、知的障がい者を中心にコミュニケーションや情報の取得を負担に感じる障がい者がいることから、誰でも情報が取得できるようなサポート体制の整備や伝達手段の工夫が必要です。情報の発信方法として市の広報紙を中心にインターネットや SNS などの情報媒体の拡大と、障がい種別に応じてふだん利用している施設や医療機関といったところと連携し、情報取得のための環境整備が必要です。

③障がい者への理解・配慮について

日常生活で差別や偏見を感じるという障がい者は 33.8%('よく感じる'と、「ときどき感じる'の合計)と増加傾向となっており、特に知的で 53.8%と高くなっています。

差別や偏見を感じる場面・場所は、全体で「人間関係」が 39.7%、「仕事や収入」が 33.0%、「まちなかでの視線」が 32.6%となっており、「まちなかでの視線」は増加傾向となっています。精神では「仕事や収入」が、知的は「まちなかでの視線」が高くなっています。

事業所では利用者の権利擁護について、担当者(相談窓口等)の設置を行っている事業所がほとんどで、弁護士や社会福祉協議会との連携をしている事業所もみられます。

一般市民が思う障がい者への市民の理解を深めるために必要なことは、「学校における福祉教育の充実」が 57.4%、「障がいのある人の社会への積極的な進出とサポート」が 38.8%となっています。「学校における福祉教育の充実」は減少傾向で、「市民交流への参加の促進」、「福祉施設の地域への開放や地域住民との交流」は増加傾向にあります。

合理的配慮の言葉の認知度(「言葉も意味も知っている」、「言葉は知っていたが、どの程度まで「合理的配慮」になるかわからない」の合計)は、障がい者は33.2%、一般市民は42.4%と一般市民の方が高く、いずれも増加傾向にあります。一般市民の共生社会の言葉の認知度は70.0%となっており、5年前と大きな変化はありませんでした。

一般市民が思う障がい者が暮らしやすいまちになるために必要な取り組みは、「労働・雇用」が57.1%、「日常生活支援」が45.5%となっています。「日常生活支援」、「公共交通機関の充実」、「所得の保障」等の項目では増加傾向にあります。

●調査結果からの課題

障がい者の33.8%が差別や偏見を感じており、増加傾向にあります。特に知的障がい者で「まちなかでの視線」で増加しています。市民一人ひとりの障がいへの理解と小さい頃からの教育や交流の機会が重要です。また、合理的配慮の認知度は障がい者が33.2%、一般市民が42.4%と増加傾向にありますが、まだまだ浸透はしておらず、今後も継続して啓発の必要性があります。一般市民では「日常生活支援」、「公共交通機関の充実」、「所得の保障」の必要性を感じている人が増加しており、支援の質と量の充実が重要です。

④障がい者（児）支援について

障がい者（児）の今後の生活希望は、全体で「家族と一緒に生活したい」が60.5%と減少傾向、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が14.7%と増加傾向となっています。知的は「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」が22.1%と高くなっています。

在宅で暮らす際に必要な支援は、全体で「経済的な負担の軽減」が53.4%、「必要なサービスが適切に利用できること」が37.3%といずれも増加傾向となっています。知的は「生活訓練等の充実」、「地域住民等の理解」、「コミュニケーションについての支援」が他と比べ、高くなっています。

障がい児の保育や教育について今後必要なことは、全体で「障がいの特性に応じた配慮をしてほしい」が36.9%、「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい」が29.8%となっており、いずれも増加傾向となっています。

●調査結果からの課題

障がい者（児）の今後の生活について、全体では家族との同居を望む声が減少傾向で、一般住宅での一人暮らしの意向が増加していますが、知的障がい者では施設の意向が増加しています。在宅の場合、経済的な負担、在宅での医療的ケアを望む声が多く、特に知的では地域住民の理解やコミュニケーションの支援があがっており、引き続き手厚い支援が重要です。障がい児については、知的障がい児を中心に放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスを望む声が増加しており、サービスの充実が必要となっています。

第3章 基本構想

1. 基本理念

本市では、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で安心して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるまちを目指しています。そうした観点から、平成18年度より障がい者施策の基本理念を「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」と定めています。

「ノーマライゼーション」は、「障がいのある人が、障がいのない人と同じように、社会において生活し、活動する」という考え方であり、「リハビリテーション」は、「ライフステージのすべての段階において、人間らしく生きる権利の回復に寄与し、自立と参加を促進する」という考え方です。

これら2つの基本理念を踏まえた上で、平成28年度計画には、「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活が実現するよう、社会の構成員として包み込み、支え合う」という考え方である「ソーシャルインクルージョン」を新たに加えました。今回策定した第5期障がい者計画等においても、この3つの基本理念を継承し、それらを踏まえた中で、次に掲げる基本目標達成のために本市の障がい者施策を推進していきます。そして、これまで福祉施設を誘致するなど福祉の先進的なまちとしての歴史的背景に基づき、現在、そして将来において、最も市民に求められる福祉を実現することを最大の目標として各種施策に取り組んでいきます。

2. 基本目標

本市では、平成18年度より障がい者施策の基本目標を「互いを思いやる ひとにやさしい健康福祉のまちづくり」と定めています。

「互いを思いやる」は、同じまちに住む者として、お互いの違いを認め合い、個人として人権を尊重するという考え方を表しており、「ひとにやさしい」は、互いに支え合う共助の考えを、そして「健康福祉のまちづくり」は、障がいのある人もない人も、ともに同じまちで、健康で安全に暮らしていくという考え方を表しています。

今期のさくら市障がい者計画においても、各施策・事業を地域で実施する際の基盤としてこの基本目標を継承し、本市の障がい者施策を推進していきます。



3. 基本的方向

基本理念と基本目標を基盤に、第2章で総括した課題解決を実現するため、本計画の基本的方向を次の6つとします。これらを柱としながら、本市の障がい者福祉施策を推進していきます。

＜基本的方向 1＞市民の理解と協働のある地域共生社会の実現

障がいの有無にかかわらず、ともに生きる社会を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。障がいに対する理解を深めるための広報・啓発活動、インクルーシブ教育環境の整備や福祉教育の充実を図るとともに、ボランティア活動や障がい当事者団体の活動を推進し、市民の理解と協働のあるまちを目指します。また、障がい者の芸術及び文化活動の推進、さらには障がい者スポーツの普及を促進することにより、活動の参加を通じて、障がいや障がいのある人への理解と認識を深め、地域で支え合う地域共生社会の実現を目指します。

＜基本的方向 2＞情報が得やすく権利が守られる仕組みづくりの推進

情報のバリアフリー化を推進し、障がい者の個々の障がい内容に照らし合わせて合理的配慮を実施することで誰もが平等に情報にアクセスできるように、情報アクセシビリティの向上を図ります。意思疎通に困難を抱える障がい者であっても悩みを相談し、必要なサービスを利用できるよう、意思疎通支援の充実を図り、相談支援体制機能を強化していきます。また、虐待防止や差別解消を推進し、成年後見制度の利用促進を図ることで、障がい者の人権が尊重され、権利が守られるまちを目指します。

＜基本的方向 3＞自立した生活ができる環境整備

就労支援、在宅サービス、経済的支援を充実させ、障がい者の自立した地域生活を促進し、障害福祉サービスの質の確保、福祉人材の育成と確保に努めます。また、グループホーム等の居住の場や日中活動の場の確保による地域移行の推進を図り、個々人にとっての自立した生活ができるまちを目指します。さらに、福祉的就労の充実、福祉施設から一般就労への移行の促進を図り、工賃・賃金向上による自立へつなげる支援を推進します。

＜基本的方向 4＞障がいのある児童が自分らしく成長するための支援の充実

障がいの早期発見・早期支援のため、母子保健事業及び児童福祉事業を推進します。療育・教育に携わる職員の質の向上及び保健・医療・教育の連携強化を図ることで、障がいのある児童がその特性に応じて、自分らしく成長できるまちを目指します。また、発達障がい者に対しては診断等を専門的に行う医療機関等の確保や、家族の支援を含めた支援体制の充実を図ります。さらには難聴障がい児の支援体制についての取り組み、児童発達支援センターや障がい児入所施設の活用を推進し、重症心身障がい児及び医療的ケア児についてもニーズの把握と支援体制の整備に努めます。

<基本的方向 5> 誰もが元気で健康に暮らせるサービスの充実

中途障がいや障がいの重症化に対する予防対策を行うとともに、障がい者への保健・医療サービスを充実させることで、誰もが元気で健康に暮らせるまちを目指します。また、精神障がい者の地域生活を支援するために、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」を活用し、地域における精神保健福祉施策を強化します。

<基本的方向 6> 安心と安全な環境整備

交通利便性を向上させるとともに、公共施設の設備・機器等のバリアフリー化を推進します。また、日頃から地域の見守り体制の強化や支援ネットワークの連携により防犯体制を確立し、災害等の緊急時における支援体制を整備することで、安心・安全に暮らせるまちを目指します。

各 論

第4章 施策体系別計画

施策の体系

基本的方向	施策の展開	具体的施策
1 市民の理解と協働のある 地域共生社会の実現	(1)地域の理解と協働の推進	①啓発・広報活動の充実 ②福祉教育の推進 ③ボランティア活動の推進
	(2)社会参加の支援	①地域活動の活発化と参加の推進 ②障がい当事者団体や本人活動の支援
2 情報が得やすく権利が 守られる仕組みづくりの 推進	(1)相談支援・情報提供体制の 充実	①相談支援体制の充実 ②情報提供の充実 ③コミュニケーション支援の充実
	(2)権利擁護体制の充実	①権利擁護の充実 ②虐待防止・差別解消に対する体制整備
3 自立した生活ができる 環境整備	(1)就労支援の充実	①就労支援の充実 ②就職後支援の充実 ③福祉的就労の支援
	(2)暮らしを支えるサービスの 充実	①暮らしの場の拡充 ②日常生活における切れ目のない支援 ③専門職種の養成・確保・資質の向上
	(3)経済的支援の充実	①各種福祉手当等の支給と周知
4 障がいのある児童が自分 らしく成長するための 支援の充実	(1)保健・療育等の充実	①障がいの早期発見・早期支援 ②療育体制の整備
	(2)学齢期への支援の充実	①特別支援教育の推進 ②放課後等支援の充実
5 誰もが元気で健康に暮ら せるサービスの充実	(1)健康管理の支援と医療的 ケア体制の充実	①健康管理等の支援 ②障がい者への適切な医療的ケアの充実
	(2)精神保健福祉施策の充実	①心の健康に関する知識の普及・啓発 ②心の健康に関する相談活動の推進
6 安心と安全な環境整備	(1)災害時・緊急時対策と防犯 体制の整備	①災害等、緊急時対策の充実 ②日常的な地域での見守り
	(2)住みやすいまちの推進	①移動の利便性と安全性の向上 ②ユニバーサルデザインの普及とバリア フリー化の推進

＜基本的方向1＞市民の理解と協働のある地域共生社会の実現

障がいの有無にかかわらず、ともに生きる社会を実現するためには、市民一人ひとりの理解と地域で支え合う体制づくりが不可欠です。障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための広報・啓発活動や福祉教育の充実を図るとともに、ボランティア活動や障がい当事者団体の活動を推進し、市民の理解と協働のあるまちを目指します。

（1）地域の理解と協働の推進

【現状と課題】

●市民理解の推進

障がいがある人もない人も地域で安心して暮らせるようにするために、本計画の基本理念でもある、ノーマライゼーション、リハビリテーション、ソーシャルインクルージョンの考え方の浸透と市民全体の意識の醸成が必要です。

障がい者に対して可能な範囲で配慮を行う「合理的配慮」の認知度も上がってはいるものの4割ほどとなっていることから、さらなる啓発による市民の理解を深める必要があります。

●福祉教育の充実

地域での支え合いのまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりの障がいに対する理解を深める必要があります。小・中学校等教育機関と連携し、早いうちからの福祉教育の推進を図り、意識の醸成と理解を深めます。

●ボランティア活動の推進

障がい者が地域においていきいきと暮らすためには、民生委員・児童委員及び地域住民による支援や様々な活動を支援するボランティア活動が重要となります。そのため、ボランティア人材の質と量の拡充を図った上で、活動の活発化を推進していく必要があります。

また、市民活動支援センター・生涯学習部門におけるボランティア育成との連携、ボランティア講座修了後の活躍機会の場の拡充が求められています。

【具体的施策】

①啓発・広報活動の充実

市広報紙やホームページや SNS 等、内容・対象者に応じた情報媒体を使用し、啓発・広報に努めています。また、社会福祉協議会等の社会福祉法人、障がい当事者団体、ボランティア団体と連携し、一般市民に対する啓発に努めます。

事業	概要	担当	
広報紙、市ホームページ、LINE、SNSによる障がい啓発情報の提供	広報紙等を使用し、障がい福祉に関する啓発情報を提供します。	福祉課	継続
地域福祉の広報紙「さくら市社協だより」の発行	地域福祉と障がい福祉の啓発のため、市民に向けて広報紙を発行します。	社会福祉協議会	継続

②福祉教育の推進

社会福祉協議会において、各小学校での福祉体験授業、各種ボランティア講座、福祉講演会等を実施します。また、さくら市地域自立支援協議会事業所部会において、市内中学校で障がい福祉の仕事を紹介します。

事業	概要	担当	
小学校での福祉体験授業	市内小学校における福祉体験授業を継続的に実施します。	社会福祉協議会	継続
福祉のお仕事説明会	中学校で障がい福祉の仕事を紹介します。	福祉課	継続
精神保健に関する事業	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、関係機関と連携し精神保健に関する理解の普及・啓発に努めます。	福祉課	継続
認知症サポーター養成講座	市内小・中学校で認知症に関する正しい知識や高齢者へのかかわり方について講座を開催します。	高齢課	継続

③ボランティア活動の推進

今後も引き続き、市民活動支援センターや社会福祉協議会においてボランティア活動の支援や人材の育成を行っていきます。また、生涯学習課とも連携し、講座の修了生がボランティアとして活躍できるような支援を行います。

事業	概要	担当	
ボランティア登録制度	ボランティア活動保険の加入等、登録をされたボランティアの活動支援を行います。	総合政策課 社会福祉協議会	継続
各種ボランティア講座	社会福祉協議会の福祉事業や、市の生涯学習課や公民館、青少年センター等が実施する各種事業等への参加を通してボランティア人材の育成を行います。	社会福祉協議会 生涯学習課	継続
青少年ボランティア活動事業	小学生から高校生までの青少年に、ボランティアとして活動する機会と場を提供するため、「さくらユースボランティア」を組織し、活動のコーディネートを行います。	生涯学習課	継続
市民活動支援センター事業	ボランティア活動に関する相談や情報発信、講座の開催、活動の場の提供等を行い、市民活動のコーディネートを行います。	総合政策課	継続

(2) 社会参加の支援

【現状と課題】

● 地域活動活発化のための取り組み

障がい者の社会参加を促進するため、文化・芸術・スポーツイベントをはじめ、地域における交流活動の活発化が必要です。

そのためには、障がい者に対する活動への参加意欲を喚起するとともに、障がいがあっても参加しやすい行事や活動を増やしていく必要があります。

また、福祉まつり等のイベントを通して地域住民の障がいへの理解や、関心を高めるとともに、障がい者との交流の場として活用し、障がい者とともに活動し、障がいを感じる機会とすることも重要です。

● 障がい当事者団体への支援と連携

障がい者の社会参加を進める際や、自分の意見を社会に向けて発信していくときには、お互いの立場や考えをわかり合うことができる団体が貴重な存在となります。

障がい当事者団体への支援を行い、活動を活発化させることで、障がい当事者団体が仲間づくりの役割を担うことが期待できます。また、介護・介助者への身体的、精神的負担の軽減と家族間交流も図れるよう、さらなる地域活動等の活発化を促進することが考えられます。

【具体的施策】

①地域活動の活発化と参加の推進

文化・芸術、スポーツ等のイベントによって、障がい者が社会参加できる機会を増やしています。栃木県障害者スポーツ大会について周知し、障がい者のスポーツ参加や支援に関する啓発を行います。また、余暇活動の際の移動手段や同行等を行う支援者の確保を行います。

事業	概要	担当	
福祉まつりの開催	福祉体験、福祉施設紹介、模擬店等の催しを行い、市民への理解・啓発と交流機会の場を提供します。	社会福祉協議会	継続
各種イベント参加支援	各種イベント等への参加支援を行います。	市各課 社会福祉協議会	継続
各種スポーツ大会、教室開催事業	年齢、体力、技術に応じたスポーツ・レクリエーション活動を充実させます。	スポーツ振興課 福祉課	継続
障がい者スポーツの普及・啓発	障がい者スポーツの体験の機会の提供や、大会の支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会	継続

②障がい当事者団体や本人活動の支援

障がい者(児)やその家族等の地域生活を支援するため、障がい当事者団体の活動情報の提供を進めていくとともに、障がい当事者団体への財政的な助成を継続して行います。また、障がい者の主体的な社会参加を促進する一環として、障がい当事者同士や家族が集まり、意見や情報交換ができる仲間づくりの場の促進を行います。

事業	概要	担当	
障がい当事者団体の活動情報の提供	障がい当事者団体に関する活動情報を提供し、本人活動の活発化を促進します。	福祉課 社会福祉協議会	継続
仲間づくりの場の促進	障がい当事者による仲間づくりの場を設け、本人活動の活発化を促進します。	福祉課 社会福祉協議会	継続
さくら市知的障害者団体補助事業	手をつなぐ育成会の事業(研修等)を通して、会員の親睦を図るとともに、知的障がい児者(児)が地域社会の一員として生活できる環境が整えられるよう、団体運営費に対し補助金を交付します。	福祉課	継続
さくら市身体障害者福祉会補助事業	身体障害者福祉会の各種事業・研修等を通して、会員の親睦と交流を深め、社会において自立の向上を図ることができるよう、団体運営費に対し補助金を交付します。	福祉課	継続

※現在さくら市に精神障がい当事者団体の活動はありませんが、地域における自立や社会参加の一層の促進を図るために、設立された団体への支援を行います。

＜基本的方向2＞情報が得やすく権利が守られる仕組みづくりの推進

情報のバリアフリー化を推進し、障がい者が必要な情報を取得できるように、障がいに配慮した総合的な情報提供を行います。障がい者が悩みを相談し必要なサービスを利用できるよう、相談支援事業を拡充させていきます。また、虐待防止、差別解消を推進し、成年後見制度の利用促進を図ることで、障がい者の人権が尊重され、権利が守られるまちを目指します。

(1) 相談支援・情報提供体制の充実

【現状と課題】

●多様な相談ニーズに対応できる身近な相談支援

障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの対象となる障がいが、身体、知的、精神障がいに加え、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等と広がっています。多様なニーズに対応できる支援体制を整備するため、地域の相談窓口と専門機関の連携が重要です。

障がい者の多様な相談に対応できる環境を整備するため、地域での身近な相談体制を推進するとともに、基幹相談支援センターを活用し、多様化、複雑化する相談内容に対応できるよう、相談支援の役割と体制の整備を図ることが重要です。

●障がい特性に応じた情報提供の充実

アンケート調査では、情報の入手先は「本や雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「市の広報紙」、「医師や看護師」に加え、「インターネット」が増えてきています。障がい者の社会参加や障害福祉サービスの利用に必要な情報が適切に伝わるよう、障がい者のふだんの行動の場における情報提供、市ホームページや広報紙、インターネットを含めた情報媒体の多様化を図り、視覚障がいや聴覚障がいの人でも情報が得られるよう、障がい特性に配慮した対応が必要です。

●合理的配慮提供のための環境づくり

障害者差別解消法の施行により、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者等による「障がいを理由とする差別」が禁止されました。加えて、障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが義務付けられました。

合理的配慮の認知度は前回の調査より高い一方で、具体的な考え方の普及は施行以来、定着が進まず、今後も徹底した啓発と普及に取り組み、実際に提供される機会を増やしていくことが重要です。

●意思疎通支援の充実

聴覚障がい者等の社会的自立を促進するためには、情報提供やスムーズな意思疎通の支援が重要です。本市においては、手話を言語とする聴覚障がい者への理解を深めるため、令和7年4月に手話言語条例を制定しました。また、講演会等の際に手話通訳者の派遣を要請し、障がい者の社会参加を促すよう努めています。手話通訳者及び要約筆記者の派遣や、手話奉仕員の育成と活躍の場の拡充を通して、聴覚障がい者のコミュニケーションを支援していくことが必要となっています。

【具体的施策】

①相談支援体制の充実

基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援の強化を図ります。また、相談支援の実施に関して広く周知を行い、必要な人が利用しやすい環境を整えます。

事業	概要	担当	
障害者相談支援事業	障がい者やその家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。	福祉課	継続
地域における相談活動等の推進	地域の潜在的な問題が相談につなげられるよう、民生委員・児童委員、行政区長と連携を強化します。	福祉課	継続
障がい者相談員制度の活用	障がい当事者やその家族が障がい者相談員として相談に応じます。	福祉課	継続
無料法律相談事業	市民の法律相談に対し、弁護士による助言・指導を無料で行うことで、市民福祉の向上を図ります。	福祉課 社会福祉協議会	継続
心配ごと相談所事業	民生委員・行政相談員・人権擁護委員が、生活上の悩みごと等、市民のあらゆる相談に応じます。	福祉課 社会福祉協議会	継続
消費生活センター	障がい者の消費生活に関する相談に応じます。	生活環境課	継続
基幹相談支援センター事業	地域における相談支援の中核的役割を担い、相談機能の充実を図ります。また、人材育成を図り、精神障がい者にも対応できるよう、包括的な支援体制の強化、地域生活支援拠点コーディネーターの配置を検討します。	福祉課	継続

②情報提供の充実

障がいに配慮した情報提供を行うとともに、障害福祉サービスに関する情報提供を充実させます。

事業	概要	担当	
市広報紙での情報提供	市広報紙やホームページ、SNSにおいて、障害福祉サービスに関する情報提供を行います。	福祉課	継続
地域福祉の情報紙「さくら市社協だより」の発行	社会福祉協議会による地域福祉活動の広報を行います。	社会福祉協議会	継続
障がいに配慮した情報提供の実施	障がい特性に配慮した窓口での情報提供を行います。	福祉課	継続
ホームページ管理運営事業	ホームページにおいて、市民や本市についての情報を得たい人に、市の政策やイベント情報等を提供します。	総合政策課	継続

③コミュニケーション支援の充実

手話通訳のできる人材を養成し、聴覚障がい者への情報のバリアフリー化に努めます。

事業	概要	担当	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要がある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	福祉課	継続
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとるため、手話通訳者の設置や代替手法等の検討を行います。	総務課 福祉課	継続
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。	福祉課 社会福祉協議会	継続
手話奉仕員の活躍機会の拡充	研修を修了した手話奉仕員が活躍できる場を拡充します。	市全体 社会福祉協議会	継続
初心者手話講習会	手話を始めたい人に対し、手話講習会を開催します。	社会福祉協議会	継続

(2) 権利擁護体制の充実

【現状と課題】

●権利擁護制度の普及・啓発

全国的な高齢化の進展に伴い、本市においても高齢者人口が増加していることから、障がい当事者やその家族の高齢化が見込まれています。

そのため、認知症患者、親亡き後の知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が低下している人に対する生活の保障として、権利擁護に関する制度の利用を促進する必要があります。

アンケート調査の結果から、「成年後見制度」などについての認知度は浸透しておらず、前回調査から5年が経過していますが、大きな変化はありません。様々な機会を通じての多様な周知活動を図った上で、後見人の育成等体制を整備し、制度の実施を促進します。

●虐待防止に関する体制整備

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」では、障がい者に対する虐待を禁じています。本市においても、専門の相談員を配置し、虐待防止についての啓発を図った上で、障がい者虐待防止センターにおいて多様な虐待のケースに応じたきめ細かな相談事業を推進し、障がい当事者と養護者の保護に努める必要があります。

【具体的施策】

①権利擁護の充実

成年後見制度利用促進基本計画を策定し、制度の理解を深めたうえで、さらなる普及を促進します。消費者トラブル等の権利侵害から障がい者を守れるよう、専門員を配置します。

事業	概要	担当	
成年後見制度個別相談会	成年後見制度の利用を検討する障がい当事者やその家族等の相談に応じます。	福祉課 高齢課 社会福祉協議会	継続
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を促進するため、審判の申立てに要する費用、後見人等の業務に対する報酬を助成するなど支援を行います。	福祉課 高齢課	継続
日常生活自立支援事業(あすてる)の実施	日常生活における金銭管理等に困難を有する障がい者に対して、契約に基づき、支援を提供します。	社会福祉協議会	継続
成年後見制度法人後見事業	法人後見を実施し、引き続き関係機関との具体的な協議を進めます。あわせて、中核機関において、市民後見人の人材育成についても検討を進めます。	高齢課 福祉課 社会福祉協議会	拡大

②虐待防止・差別解消に対する体制整備

障がい者虐待の防止、早期介入を実現するため、障がい者虐待防止センターを設置し、相談に応じます。また、庁内においては障害者差別解消法に基づく対応要領を定めており、障がい者の差別解消の推進に努めます。

事業	概要	担当	
さくら市障がい者虐待防止センター	虐待に関する相談・通報及び養護者に対する支援をするとともに、地域自立支援協議会相談支援部会等で勉強会を開催するなどし、虐待防止に関する広報・啓発活動を実施します。	福祉課	継続
虐待被害者の緊急一時保護の居室の確保	虐待を受けている障がい者が、一時避難できる居室を確保するため、障害福祉サービス提供事業者と連携し、制度の拡充に努めます。	福祉課	継続

＜基本的方向3＞自立した生活ができる環境整備

就労支援、在宅サービス、経済的支援を充実させ、障がい者の自立した地域生活を促進します。また、グループホーム等の居住の場や日中活動の場の確保による地域移行の推進を図り、個々の障がいの特性などに応じ、多様な自立した生活ができるまちを目指します。

(1) 就労支援の充実

【現状と課題】

● 障害者雇用促進法の改正

障がい者の雇用促進を図るための「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」が改正され、令和6年4月から法定雇用率が行政は2.8%、民間企業は2.5%へ引き上げられました。令和8年7月からは行政が3.0%、民間企業は2.7%へ引き上げられることから、障がい者雇用をより一層促進していく必要があります。本市においては、令和7年3月に「第2期さくら市障がい者活躍推進計画」を策定しており、同計画をもとに障がい者の雇用をより一層、促進していきます。

● 就労支援・就職後支援の充実

アンケート調査の結果では、仕事をしたいと回答した割合が44.7%、職業訓練等の受講を希望する割合は39.6%となっています。就労を目指す障がい者の就労支援や、就職後に悩みを抱える障がい者が、身近なところで相談できる支援体制を整えることが重要です。

個々のニーズ、障がいの特性に合った就労の支援を進めるため、就労支援機関と連携を図り、就労に向けた支援及び職場定着のための支援体制を構築する必要があります。

● 福祉的就労の支援

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」では、官公庁における物品や役務等を障害福祉サービス提供事業所等に発注、拡大するよう努めることができます。本市においても、障害者優先調達推進方針の策定を行っています。

就労継続支援事業等、福祉的就労を希望する障がい者に対して、希望にかなうサービスを提供するとともに、障害福祉サービス提供事業所等からの調達を推進し、障がい者の工賃向上を促進する必要があります。

【具体的施策】

①就労支援の充実

就労支援を行っている関係機関との連携を強化し、農福連携の観点からも農業分野を含めた様々な分野で障がい者雇用を促進していきます。企業に対する障がい者雇用への理解促進と、企業へのサポート等の周知に努めます。また、「さくら市障がい者活躍推進計画」のもと、より一層の障がい者雇用を推進していきます。

事業	概要	担当	
就労移行支援	就労に必要な基礎的能力の向上を支援します。	福祉課	継続
栃木障害者職業センターとの連携	職業評価、職業訓練等を実施している、栃木障害者職業センターと連携し、障がい者の職業能力の向上を促進します。	福祉課	継続
公共職業安定所(ハローワーク)との連携	就労をあっせんしている公共職業安定所と連携し、障がい者の就職を支援します。	福祉課	継続
障害者就業・生活支援センターとの連携	企業への個別訪問等を行っている障害者就業・生活支援センターと連携し、障がい者雇用の場の拡充を促進します。	福祉課	継続
行政による障がい者雇用	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を遵守するため、行政機関における障がい者雇用を促進します。令和7年3月に策定した「第2期さくら市障がい者活躍推進計画」により、一層の障がい者雇用を推進していきます。	総務課	継続

②就職後支援の充実

栃木障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター、就労定着支援事業所との連携を推進し、継続的な就労を支えるための体制を整備します。また、ジョブコーチなどの支援者が職場でフォローができるなど、きめ細かな支援体制の充実を図ります。

事業	概要	担当	
栃木障害者職業センターとの連携(就職後)	ジョブコーチの派遣、リワーク支援等を行っている栃木障害者職業センターと連携し、就職後の継続的な就労を支援します。	福祉課	継続
障害者就業・生活支援センターとの連携(就職後)	就職後の生活相談等を行っている障害者就業・生活支援センターと連携し、就職後の悩み等に対応します。	福祉課	継続
就労定着支援	障がい者が一般就労した企業で継続して働くことができるよう、相談や助言及び関係機関との連絡調整を行います。	福祉課	継続

③福祉的就労の支援

福祉的就労を希望する障がい者に対しては、就労継続支援 A 型または B 型の利用を提供します。加えて、工賃向上を図ることを目的とした障害者優先調達推進方針のもと、就労支援施設等への業務、商品等の発注を推進します。

事業	概要	担当	
就労継続支援(A型・B型)	一般企業で雇用されることが難しい障がい者への福祉的就労を支援します。	福祉課	継続
障害者優先調達推進方針の策定	就労支援施設等への発注を推進し、障がい者の工賃向上を促進します。	福祉課	継続
就労選択支援	障がい者自身の希望や能力・適性に応じて、自分に合った働き方や就労系サービスを主体的に選択できるよう支援します。	福祉課	新規

(2) 暮らしを支えるサービスの充実

【現状と課題】

●居住の場拡充のための取り組み

アンケート調査の結果では、家族と一緒に暮らすことを希望している割合が 60.5%と減少傾向にある一方、福祉施設やグループホーム、一人暮らしと回答している人が増加傾向にあることから、様々な居住の場を提供していく必要があります。

在宅で暮らす際に必要な支援として「経済的な負担の軽減」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「在宅で医療的ケアを得られること」等の回答が多いことから、加えて、自宅のバリアフリー化が必要な人に対する助成を行い、在宅生活の継続を支援する必要があります。

●障害福祉サービスの充実

アンケート調査の結果では、今後の希望する生活について「一般の住宅で一人暮らししたい」、「家族と一緒に生活したい」を合わせて 75.2%となっています。

障がい者が、できる限り自宅や住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、居宅介護等の在宅生活を支援するサービスを充実させていくことが必要です。

また、ライフステージに応じた切れ目のないサービス提供が求められており、関係機関、府内各課との連携を強化していく必要があります。

●専門職種の養成・確保・資質の向上

障がい者の暮らしを支えるサービスを継続的に提供することができる環境を整備するため、福祉サービスに携わる従事者不足の解消と資質の向上を図る必要があります。

【具体的施策】

①暮らしの場の拡充

障がい者が希望する場所での生活支援を促進していきます。自宅については、住宅改修に対する助成を行います。加えて、グループホーム等の暮らしの場を拡充します。

事業	概要	担当	
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を送る障がい者に、介護や相談支援等、少人数での共同生活の支援を提供します。	福祉課	継続
施設入所支援	障がい者支援施設に入所している障がい者に、介護や相談支援等、暮らしの場と生活上の支援を提供します。	福祉課	継続
地域移行支援	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するためのワーキンググループにおいて、不動産事業所への見学等により、居住支援の連携を強化し、障がい者支援施設や病院等に入所、入院している障がい者が、地域生活へ移行する際の支援体制を強化します。	福祉課	継続
福祉ホーム事業	住居を求めている障がい者等に、低額な料金で、居室その他の設備と日常生活に必要な便宜を給与します。	福祉課	継続
公営住宅維持管理事業	住宅に困窮する障がい者に対して、入居の優遇のほか、バリアフリー化した低廉な家賃の公営住宅を提供します。	建設課	継続
住宅改修費の助成	住み慣れた自宅での生活を継続するため、バリアフリー化に伴う住宅改修費の助成を行います。	福祉課 高齢課	継続

②日常生活における切れ目のない支援

日常生活における介護等の支援を提供するとともに、生活を送る上で必要となる物品等を支給します。年齢によって制度に狭間が生じることがないよう、関係課等との連携を強化します。

事業	概要	担当	
計画相談支援	障がい者の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画を作成します。	福祉課	継続
障害児相談支援	障害児通所支援事業を利用する児童に、障害児支援利用計画を作成します。	福祉課	継続
居宅介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護、家事、生活に関する支援等を提供します。	福祉課	継続
重度訪問介護	重度障がいのある障がい者で、常に介護を必要とする人に、居宅における介護や外出時の移動支援等を提供します。	福祉課	継続
生活介護	常時介護を必要とする障がい者に、障がい者支援施設等において、介護等を行うとともに、創作活動及び生産活動の機会を提供します。	福祉課	継続
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上のケアを提供します。	福祉課	継続
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	地域で日常生活を営むために必要とされる生活能力の維持・向上を図る訓練を提供します。	福祉課	継続
短期入所(ショートステイ)	家庭において、障がい者の介護が困難となった際に、施設での一時的な入所を提供します。	福祉課	継続
日中一時支援事業	障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者に日中の活動の場を提供します。	福祉課	継続
日常生活用具給付等事業	日常生活用具を給付・貸与し、日常生活の便宜を図ります。	福祉課	継続
紙おむつ給付	在宅で常時紙おむつを必要とする重度障がい者(児)に紙おむつ代金を給付券により助成し、本人及びその家族の身体的労苦の軽減と福祉の向上を図っています。	高齢課	継続

事業	概要	担当	
精神科訪問看護	医師の指示のもと看護師等が自宅等に定期訪問し、看護及び社会復帰指導等の必要な支援を行います。	福祉課	継続
温泉入浴利用証交付	障がい者とその介護者を対象に、指定温泉施設を無料で利用できる利用証を交付し、心身のリフレッシュと健康の維持・増進を図ります。	高齢課	継続
切れ目のないサービス提供体制の構築	年齢によって利用できるサービスに狭間が生じないよう、ほかのサービスへ移行する際の関係課・関係機関等との連携を進めます。	こども政策課 福祉課 高齢課 こども家庭センター 学校教育課	継続
地域活動支援センター	日中の居場所として令和3年度に開設、令和7年度より機能強化Ⅰ型に実施体制を強化し、障がい者が通所にて創作的活動や、生産活動の機会と、社会との交流を図れる場を提供します。	福祉課	新規
生活支援サービス事業	日常生活に支援が必要な重度障がい者に、日常生活上の軽微な支援を提供します。	高齢課	新規
住民主体による訪問型サービス事業	地域づくりに取り組んでいる住民主体の団体やボランティアグループが日常の困りごとに対して、簡単な生活支援の提供を目指します。	高齢課	新規

③専門職種の養成・確保・資質の向上

障害福祉サービスの従事者不足の解消を図るとともに、サービスの質の向上を促進します。

障害福祉サービス従事者や障がい者の就労を支える支援員に対し、研修を通して専門資格の取得を支援するなど、資質の向上を図ります。

事業	概要	担当	
福祉の就職イベントに関する情報提供	福祉の仕事に関するイベント情報を提供します。	福祉課	継続
障害福祉サービス従事者に対する研修の実施	障害福祉サービス従事者を対象に、サービスの質の向上を目的とした研修を実施します。	福祉課	継続
相談支援機関に対する研修	基幹相談支援センターが地域の主任相談支援専門員と連携し、相談支援従事者等への勉強会を実施します。	福祉課	新規

(3) 経済的支援の充実

【現状と課題】

●効果的な手当の支給

アンケート調査の結果では、平均月収 10 万円未満の世帯が 33.6%と前回の調査結果(42.7%)と比べ改善傾向にありますが、障がい当事者やその家族の自立生活を補助するための経済的支援の必要性は高まっています。

経済的な安定は社会生活を営む上で重要であり、障がい者やその家族に対する各種手当、年金制度等を継続して実施するとともに、利用可能な手当等に関して情報提供に努めることが必要です。

【具体的な施策】

①各種福祉手当等の支給と周知

障がい者の経済的な自立を促進するため、手当等を支給するとともに、利用促進のための情報を提供します。

事業	概要	担当	
特別障害者手当	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の在宅の人に対して手当を支給します。	福祉課	継続
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の児童に対して手当を支給します。	福祉課	継続
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいのある児童を養育している父母またはその養育者に対して手当を支給します。	福祉課	継続
補装具費の支給	補装具の購入や修理にかかる費用の一部を助成します。	福祉課	継続
NHK放送受信料減免	障がい者がいる世帯のNHK放送受信料を一定の要件により減免する制度を紹介します。	福祉課	継続
生活福祉資金貸付制度	障がい者世帯に対し生活困窮者自立支援制度と連携し、資金の貸付と必要な相談・支援を行い、自立を援助します。	社会福祉協議会	継続
手当等に関する情報提供	経済的な自立を促進するため、手当等に関する情報の提供に努めます。	福祉課	継続
障害年金	障がいや病気等により生活や仕事が制限されるようになった場合に、年金を受け取ることができる制度です。	市民課 宇都宮東年金事務所	継続

＜基本的方向4＞障がいのある児童が自分らしく成長するための支援の充実

障がいの早期発見・早期支援強化のため、母子保健事業及び児童福祉事業を推進します。また、保健・医療・教育が連携し、療育・教育に携わる職員の質の向上及び人数の増加を図ることで、障がいのある児童がその特性に応じて、自分らしく成長できるまちを目指します。

(1) 保健・療育等の充実

【現状と課題】

● 障がいの早期発見・早期支援の充実

本市では、健康増進課が実施する乳幼児健診、児童相談等の母子保健事業により、支援が必要な児童の早期発見に努めています。

障がいが疑われる児童を早期に発見し、ライフステージごとに切れ目のない適切な支援へと結びつけるため、関係機関との連携による総合的な支援体制の整備が必要です。

● 障がいのある児童をもつ家族への支援

家族をはじめとした周囲が障がいに対して理解を示し、適切な対応を講じることで、発達障がいを原因とする二次障がいを防げることがわかっています。

そのため、家族・きょうだいに対するサポート体制を充実させ、障がいのある、または疑われる児童と家族との適切なかかわりを支援していくことが重要となります。

● 教育・療育環境の向上と教育・療育時間外の支援に向けた取り組み

アンケート調査の結果では、保育や教育について今後必要なこととして、「障がいの特性に応じた配慮をしてほしい」、「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい」等が多くなっています。本計画の基本理念にある「ソーシャルインクルージョン」の考え方から、保育園・幼稚園・認定こども園等や学校全体で障がいのある児童・生徒を受け止め、共通理解のもと適切な教育や進路指導が展開できるよう、教職員の研修、施設設備や環境の整備、介助員の配置等を実施していくとともに、放課後等、教育機関や施設にいる時間以外の支援を充実していく必要があります。

【具体的施策】

①障がいの早期発見・早期支援

「育てにくさ」の背景には、発達障がいを含めた障がいや疾病が潜む場合があり、母子保健事業を通して、児童の的確な状態把握に努めるとともに、家族に対する相談支援を実施します。加えて、発達に関する支援が必要な場合には、適切な支援機関へとつなぎます。

事業	概要	担当	
学校、保育園、幼稚園、認定こども園等における相談活動	保育園、幼稚園、認定こども園等と連携し、就学相談活動を進めます。	学校教育課 こども政策課	継続
学校、保育園、幼稚園、認定こども園等における健康診断	学校での健康診断や、保育園、幼稚園、認定こども園等での発達相談や就学時健康診断を活用し、早期の対応を図ります。	学校教育課 こども政策課	継続
新生児訪問	生後28日以内の赤ちゃんがいる家庭に保健師等が訪問し、体重測定や育児相談を行います。	こども家庭センター	継続
こんにちは赤ちゃん事業	生後1か月～4か月の赤ちゃんがいる家庭に乳児訪問相談員が訪問し、体重測定、健診や予防接種の案内をします。	こども家庭センター	継続
乳幼児相談	乳幼児の身体計測、保健師による育児相談、栄養士による離乳食や食事に関する栄養相談を行います。	こども家庭センター	継続
乳幼児健康診査	乳幼児の発達、発育が順調であるかの確認とともに、疾病の早期発見により、心身の健全なる発育を促します。	こども家庭センター	継続
心理発達相談	心理職による子どもの発達や行動等に関する相談を行います。	こども家庭センター	継続
言語発達相談	言語聴覚士によることばやコミュニケーションに関する相談を行います。	こども家庭センター	継続
運動発達相談	作業療法士による遊びを通して運動発達を促す相談を行います。	こども家庭センター	継続
エンゼル講座	0歳～未就学児の保護者を対象に、子育てのあり方や、この時期に必要とされる学習の提供、育児の方法を見つけるための相談を行い、修了生が学習成果や経験知識を発揮できるような自主学習活動の向上を図ります。	生涯学習課	継続

事業	概要	担当	
5歳児健診	園巡回方式により、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図り、就学に向けた切れ目のない支援を行います。	こども家庭センター	継続
親子支援教室(ペんぎん教室)	1歳6か月～3歳の未就園児健診等の結果、支援が必要とされた未就園児及び保護者に対して、「あそび」を通した心とからだの健全な発達・発育を促し、育児支援を行います。	こども家庭センター	継続
就学支援教室(とまと教室)	5歳児健診等の結果、支援が必要とされる年長児及び保護者に対して、小集団でのグループ教室を行い、就学に向けて幼児の発達を促し、成功体験を積むことで自己肯定感を高め、就学に向け支援します。	こども家庭センター	継続
児童発達支援センター	発達が気になる子どもや家族が地域で安心して暮らせるよう、総合的な療育・リハビリテーションを行う地域の中核的な療育支援施設です。令和6年度より市内の児童発達支援センターを「中核機関」として位置づけ、医療的ケア児、重症心身障がい児支援などの機能強化を実施しています。	福祉課	拡大

②療育体制の整備

個別の障がいに配慮した保育と発達に関する支援を行い、児童の健やかな成長を促進します。また、さくら市子ども・子育て支援事業計画との整合を図った事業を展開していきます。

事業	概要	担当	
市内保育園等への巡回発達相談	市内保育園等への巡回相談を行い、保育士が児童の発達に関する相談に応じます。	こども政策課	継続
障がい児保育事業	障がいの程度に応じた保育士の加配や保育士に対する研修等、市内保育園等での障がい児保育を充実させます。	こども政策課	継続
児童発達支援	通所施設において、未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流促進のために必要な訓練や支援を行います。	福祉課	継続
医療型児童発達支援	通所施設において、未就学児のうち、肢体不自由があり、医療的な支援が必要な児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流促進のために必要な訓練や支援を行います。	福祉課	継続
保育所等訪問支援	保育園等を利用している(利用予定を含む)障がい児及び保育園等の職員に、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。	福祉課	継続
医療的ケア児等の支援	医療的ケア児が身近な地域で支援が受けられるように、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、総合的な支援体制を構築します。	福祉課 こども家庭センター	継続

(2) 学齢期への支援の充実

【現状と課題】

●障がい特性に応じた支援体制の構築

障がいのある児童に対して、その特性に応じた支援・指導ができるよう、児童の成長・相談記録等を各関係機関間で共有・活用することが重要です。

学校においては、必要に応じて教職員を加配しており、配慮が必要な児童へのきめ細かな支援を提供し、個別の障がいに配慮した教育を行うことができるよう、小・中学校の教員を対象とした、特別支援教育に関する研修を継続して実施していく必要があります。

●放課後等支援の充実

障がいのある児童の社会生活への適応を促進するため、放課後や余暇時における居場所として、放課後等デイサービスや緊急時に利用できる短期入所の整備が必要とされています。

【具体的施策】

①特別支援教育の推進

個別の障がいに配慮した教育を行い、児童・生徒の健やかな成長を促進します。また、学校等を通じて生徒やその保護者への障がいに対する理解の促進に努めます。

事業	概要	担当	
非常勤講師等の配置と個別の支援教室の設置・運営	適切に教職員を配置し、個別の支援教室等を設置することで、配慮が必要な児童・生徒へのきめ細かな支援を提供します。	学校教育課	継続
教師への研修の充実	特別支援教育の質を向上するために、教職員への研修を充実させます。	学校教育課	継続
保護者への理解促進	特別支援教育に対する保護者の理解を促進します。	学校教育課	継続
教育相談	小・中学生の悩みや問題等の相談、保護者の相談を随時行います。	学校教育課	継続

②放課後等支援の充実

放課後や余暇時等における居場所を提供し、社会生活への適応を促進します。

事業	概要	担当	
放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ	市内20クラブで実施している学童保育において、障がい児の受入れを行います。	こども政策課	継続
放課後等デイサービス	就学している児童を対象に、放課後や夏休み等の余暇時において、居場所を提供するとともに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、社会との交流促進のために必要な訓練や支援を行います。	福祉課	継続

＜基本的方向5＞誰もが元気で健康に暮らせるサービスの充実

中途障がいや障がいの重症化に対する予防対策を行うとともに、障がい者への保健・医療サービスを充実させることで、誰もが元気で健康に暮らせるまちを目指します。また、精神障がい者の地域生活を支援するために精神保健福祉施策を充実させます。

(1) 健康管理の支援と医療的ケア体制の充実

【現状と課題】

●生涯にわたる健康づくりへの支援

身体障がいや要介護状態の発生等ができる限り予防していくため、一次予防としての疾病予防・介護予防の視点が重要であり、市民の生涯を通じた健康づくりを支援していく必要があります。

本市の障がい者の現状によると、身体障害者手帳所持者の約7割が65歳以上であり、疾病等による中途障がいを有していることがうかがわれます。

各種保健事業者等を通じて、障がいの発生予防や軽減について取り組んでいくことが重要です。

●医療的ケアが必要な障がい者・指定難病疾患者への支援

障害者総合支援法の対象となる疾病が拡大されたことにより、指定難病疾患者の福祉サービス利用が増加すると予想されます。また、年齢別の障がい者数の推移のデータをみると、障がい者の高齢化が予想され、高齢による医療ニーズの増加が考えられます。

医療的ケアの必要な障がい者・指定難病疾患者に対する相談体制を充実させるとともに、心身障がいの状態の軽減や自立生活を支援するため、自立支援医療や重度心身障害者医療費助成制度による経済的支援を継続し、必要な人が適切に利用できる体制を整備する必要があります。

【具体的施策】

①健康管理等の支援

生活習慣病をはじめとする疾病的予防及び早期発見を図り、後遺障がいが残存するリスクを低下させることに努めます。

事業	概要	担当	
生活習慣病に関する知識の普及・啓発	糖尿病、循環器病、がん等の生活習慣病に関する知識を普及し、健康づくりの啓発を図ります。	健康増進課	継続
健康診査等の推進	特定健診、がん検診(総合健診)を推進し、受診環境の向上に努めます。	健康増進課 市民課	継続
人間ドックの受診補助	人間ドック受診にかかる負担の軽減を図るため、費用の一部に対して、補助金を支給します。	市民課	継続
事後指導の推進	健診結果説明会を開催し、適切な事後指導に努めます。	健康増進課	継続
特定保健指導の推進	動機付け支援、積極的支援としての特定保健指導を進めます。	市民課	継続
地域の医療機関との連携	かかりつけ医等と連携し、継続的な健康管理支援に努めます。	健康増進課	継続
生活習慣病予防事業	ウォーキングや血圧測定等を推奨し、健康増進を図ります。	健康増進課	拡大
成人各種健康相談事業	健康相談を実施することで、健診結果を正しく理解してもらい、生活習慣を改めるきっかけをつくるとともに、健康上の不安を解消し、適切な健康管理を行うことができるよう支援します。	健康増進課	継続
個別健診の推進	後期高齢者医療保険の被保険者で、市の集団検診を受診しなかった人が、市内のかかりつけ医で健診を受けられる制度を推進することで、受診率の向上を図っていきます。	市民課	継続
後期高齢者歯科健康診査	令和6年度から後期高齢者医療保険制度加入者のうち、各年度に76歳、81歳、86歳になる健診結果が「要注意」の方へ、歯科医師会が口腔機能評価を実施します。現在は基本項目のみの健診を行っていますが、口腔機能評価も実施できるように努めます。	市民課	拡大

②障がい者への適切な医療的ケアの充実

障がい者、指定難病疾患者への各種医療費助成を行い、経済的な負担を軽減します。また、医療と福祉の連携を図ることで、医療的ケアが必要な障がい者への支援を充実します。

事業	概要	担当	
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者(児)の健康を確保するため、心身に重度の障がいのある人の医療費の一部を助成します。	福祉課	継続
自立支援医療(精神通院医療)	精神疾患を有し、継続的な通院が必要な人の医療費の一部を助成します。	矢板健康福祉センター	継続
自立支援医療(更生医療)	身体に障がいがある人の、原因となる障がいの軽減・回復を目的とする治療に対して、医療費の一部を助成します。	福祉課	継続
自立支援医療(育成医療)	18歳未満で身体に障がいや病気があり、手術等の治療により障がいの改善が期待できる治療に対して、医療費の一部を助成します。	福祉課	継続
特定医療費助成	指定難病に罹患している人が、治療を受ける際の医療費を一部助成します。	矢板健康福祉センター	継続
小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病に罹患している児童が、治療を受ける際の医療費を一部助成します。	矢板健康福祉センター	継続
指定難病患者見舞金支給事業	指定難病患者及び家族の苦労を見舞うため、難病に罹患した人に対して、見舞金を支給します。	福祉課	継続

(2) 精神保健福祉施策の充実

【現状と課題】

●精神疾患や精神保健に関する正しい理解の推進

国の精神保健福祉施策では、「入院医療中心から地域生活中心へ」という方策を推し進めていくことが示されており、地域で生活する精神障がい者は増加すると考えられます。

精神疾患のある人の地域生活を支えるためには、公的機関や福祉サービス事業所における相談支援体制の充実、地域住民の精神疾患に関する正しい理解等が大きな力となります。また、地域の受皿となる生活の場や、障害福祉サービス提供事業所の増強も課題となっています。

●精神疾患者の増加と相談支援等の対応の必要性

うつ病や認知症等、精神疾患者の総数は近年増加しており、精神疾患は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病と並んで5大疾病に指定されています。

本市においても、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び精神疾患治療のための自立支援医療(精神通院医療)受給者は毎年増え続けており、令和2年からの5年間で精神障害者保健福祉手帳の所持者は約1.5倍に増加しています。

精神疾患の予防や早期対応による症状悪化の防止、自立した社会生活を維持するためにも、精神保健に関する相談支援の充実が必要です。加えて、長期にわたる専門的な対応が必要なことから、相談支援の担い手である専門職との連携が重要となります。

【具体的施策】

①心の健康に関する知識の普及・啓発

休養・睡眠等、自殺予防に関する知識の普及・啓発を図ります。また、心の健康講座、健康まつり等のイベントを通して情報を提供し、関係相談機関に関する情報提供を進めます。

事業	概要	担当	
心の健康に関する知識の普及・啓発	休養・睡眠等、自殺予防に関する知識の普及・啓発を図ります。	福祉課 健康増進課	継続
心の健康講座の開催	心の健康に関する知識の普及・啓発を行います。	福祉課 健康増進課	継続
関係相談機関の情報提供	各相談機関に関する情報を必要な人に提供し、早期支援に結びつけます。	健康増進課	継続
市のイベント等での情報提供	市のイベント等において、心の健康に関する知識の普及・啓発を行います。	健康増進課	継続
地域自殺対策強化事業	メンタルヘルス講座等において、心の健康問題や自殺防止についての知識を普及・啓発し、市民の理解の促進を図ります。	福祉課 健康増進課	継続

②心の健康に関する相談活動の推進

各種相談機関の情報を提供するとともに、相談会等を開催し、心の健康について気軽に相談ができる環境を醸成します。

事業	概要	担当	
各種相談機関の情報提供	各種相談機関に関する情報を必要な人に提供し、早期支援に結びつけます。	福祉課 健康増進課	継続
心の健康相談の開催	心の健康に関する相談機会を設け、心の健康について気軽に相談できる環境を整備します。	健康増進課	継続
精神科医、保健師による相談機会の充実	精神科医、保健師による相談機会の充実に努めます。	健康増進課 矢板健康福祉センター	継続
地域産業保健センターの情報提供	地域産業保健センターに関する情報を提供し、職場における心の健康の向上を図ります。	商工観光課	継続
事業所における相談活動の促進	過重労働と職場における心の健康について普及し、取り組みを促進します。	商工観光課	継続
地域移行支援(再掲)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するためのワーキンググループにおいて、不動産事業所への見学等により、居住支援の連携を強化し、障がい者支援施設や病院等に入所、入院している障がい者が、地域生活へ移行する際の支援体制を強化します。	福祉課	継続

<基本的方向6> 安心と安全な環境整備

交通利便性を向上するとともに、公共施設の設備・機器等のバリアフリー化を推進します。また、日頃からの防犯体制を確立し、災害等の緊急時における支援体制を整備することで、安心・安全に暮らせるまちを目指します。

(1) 災害時・緊急時対策と防犯体制の整備

【現状と課題】

●災害等、緊急対応の充実

障がい者は一人で避難することが難しい場合があることや、避難所における生活への不安等から、災害時の対応に関して様々な不安を抱えています。

アンケート調査の結果によると、災害時に困ることとして「避難所での生活が不安」、「避難場所で医療的ケアなどが受けられるか不安」、「避難場所を知らない」、「避難場所まで行けない」等の回答が多く、地域における自主防災組織等の協力体制や防災ネットワークの確立等により、地域における避難場所の周知、災害対策を推進していくことが重要となります。

加えて、災害時における不安の解消を図るため、防災対策を障がい者の視点から再点検し、災害に対する知識の普及、災害時の避難対策等の仕組みづくりを推進する必要があります。

また、感染症に対する備えとして、日頃から事業所等と連携し発生時に備えた事前準備や感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制づくりが必要です。

●地域での見守り体制の構築

障がい者は犯罪や事故の被害に遭う危険性が高く、不安感も強いことから、地域での見守り体制を強化していくことが重要といえます。

そのためには、防犯パトロール等を実施するとともに自主防災組織等との連携を密にし、地域のつながりづくりを促進していく必要があります。

【具体的施策】

①災害等、緊急時対策の充実

災害時における避難行動要支援者への支援を迅速に行うため、日頃からの対象者の把握に努め、役割分担や連絡体制づくり等の支援体制の強化を図ります。また、さくら市災害時避難行動要支援者マニュアルに基づく避難支援活動の普及を図るとともに、災害ボランティアの養成や災害時のボランティア活動についての普及を図ります。

感染症においては、感染予防の周知・啓発や発生時に備えた必要物資の備蓄を行います。

事業	概要	担当	
「さくら市災害時避難行動要支援者マニュアル」「個別避難計画」の活用	自主防災組織等と連携しながら、さくら市災害時避難行動要支援者マニュアルに基づく避難支援活動の普及と個別避難計画の作成に取り組みます。	高齢課 福祉課 総務課	継続
災害時のボランティアの養成	災害ボランティアの養成、災害時のボランティアセンターの体制強化を進めます。	社会福祉協議会	拡大
災害発生時に備えた事業所との連携	「さくら市地域防災計画」及び「さくら市災害時避難行動要支援者マニュアル」に基づいた連携体制を整備します。	高齢課 福祉課 総務課	継続
災害時の情報発信	防災行政無線の廃止に伴い新たな「災害情報配信システム」を導入し携帯電話にメッセージを発信します。	総務課 高齢課 福祉課	継続
新型インフルエンザ等対策事業	感染症の発生時に備え必要な物資を備蓄します。	健康増進課	継続

②日常的な地域での見守り

地域の民生委員・児童委員と連携するとともに、地域見守り福祉ネットワークを活用し、地域の防災・防犯体制を確立します。

事業	概要	担当	
声かけ収集事業	家庭ごみをごみステーションまで運ぶことが困難な障がい者等を対象に、職員が安否を確認しながら家庭ごみを収集します。	生活環境課	継続
見守り福祉ネットワーク推進事業	民生委員・児童委員、各行政区、協力事業所、関係機関等地域の各団体が市と連携し、要支援者を見守り、異変の早期発見と迅速な対応を図ることにより、要支援者が安全かつ安心して生活できる環境の構築を図ります。	高齢課	継続
民生委員・児童委員との連携	民生委員・児童委員との連携を促進し、地域における要支援者の把握に努めます。	高齢課 福祉課 こども政策課	継続
地域見守り福祉ネットワークの活用	地域見守り福祉ネットワークを活用し、日頃から市民相互の安否確認を促進します。	高齢課	継続

(2) 住みやすいまちの推進

【現状と課題】

●移動の利便性の確保

地域には、車いすの利用者等、公共交通機関を利用することが困難な人や、公共交通機関がなく、移動が不便な地域に住んでいる人等、移動に配慮が必要な場合があります。

障がい者の積極的な社会参加を促進するためにも、移動に関する利便性を向上させる必要があります。

●バリアフリー化の推進

すべての人にとって住みやすいまちづくりを進めるとともに、障がい者があらゆる分野に参加することを促進するため、社会における様々な障壁を取り除いていく必要があります。

アンケート調査の結果では、障がい者が暮らしやすいまちになるために必要なこととして「道路や建築物などのバリアフリー化」と約4割の人が回答しています。本市では、安全で快適な道づくりとして歩道の段差解消等を行っており、市道の安全確保を図ることで歩行空間のバリアフリー化に努めています。

また、住み慣れた自宅での継続した生活を支援するため、住宅のバリアフリー化に係る改修費の助成も行っています。

今後もこれらのバリアフリー化に関する事業を継続していく、日常生活を営む場所である住宅、地域での活動や社会参加の際に重要な公共施設や公共交通機関、歩行空間等をユニバーサルデザインの考え方に基づきながらバリアフリー化していくことが重要となります。

【具体的施策】

①移動の利便性と安全性の向上

移動に支援が必要な人の安全性を高めるため、福祉有償運送や同行援護等、移動支援に関するサービスの充実を図ります。交通弱者の移動を支援するため、公共交通システムの見直しや再構築を進めます。また、栃木県のおもいやり駐車スペースつぎつぎ事業や、有料道路の通行料割引制度の利用促進により、移動の利便性の向上を図ります。

事業	概要	担当	
同行援護	移動に困難を有する視覚障がい者に、外出時の介護、情報提供等の支援を提供します。	福祉課	継続
行動援護	行動する上で困難を有する知的障がい者または精神障がい者に、外出時の支援や行動する際の危険を回避するための援護等の支援を提供します。	福祉課	継続
移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等に、地域での自立した生活や社会参加を促進するため、外出の支援を行います。	福祉課	継続
福祉タクシー利用料助成	公共交通機関の利用が困難な重度障がい者が、日常生活を営む上で必要な外出をする際のタクシー料金の一部を利用券により助成します。	高齢課	継続
デマンド交通事業	利用者の予約により、乗合で市内と氏家地区指定乗降所を運行する交通サービスを提供します。	生活環境課	継続
スロープ付き福祉車両の貸出	日常生活において車いすを使用している人の外出支援として、車いすが乗る福祉車両を、家族等に貸し出します。	社会福祉協議会	継続

②ユニバーサルデザインの普及とバリアフリー化の推進

多様な人が利用できるように、設計やデザインを構想するというユニバーサルデザインの考え方について、市民及び事業者への普及を図ります。既存の公共施設等におけるバリアフリー化を進めるとともに、新たな施設整備においては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備に努めます。

事業	概要	担当	
栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく整備	条例との適合状況調査を行い、既存の公共施設のバリアフリー化を計画的に推進しするとともに、公共施設のユニバーサルデザイン化に向けた基本方針を策定します。	市各課	継続
道路改良事業	交通の安全確保や産業・生活等の利便性を向上させるため、市道の改良（線形改良、拡幅、排水施設改良等）を行います。	建設課	継続
住宅改修費の助成（再掲）	住み慣れた自宅での生活を継続するため、バリアフリー化に伴う住宅改修費の助成を行います。	福祉課 高齢課	継続

資料編

資料編

1. 障がい者計画等策定委員会委員名簿

順不同・敬称略 委員:15名

番号	氏名	所属	職名
1	鰐渕 史雄	桜ふれあいの郷	施設長
2	根本 真理子	清風園	施設長
3	若倉 健	こども発達支援センター ぴーち	施設長
4	桑嶋 俊雄	さくら市身体障害者相談員	代表
5	関 セツ子	さくら市知的障害者相談員	代表
6	笠井 勇一	さくら市民生委員児童委員協議会連合会	会長
7	斎藤 保子	矢板健康福祉センター	保健衛生課長
8	興野 憲史	栃木県精神保健福祉会	会長
9	白井 新	さくら市身体障害者福祉会	会長
10	蓮實 照子	さくら市手をつなぐ育成会	会長
11	津浦 幸夫	さくら市社会教育委員会	委員長
12	渡邊 幸雄	さくら市社会福祉協議会	会長
13	山田 智恵子	さくら市健康福祉部	部長
14	池田 真規	さくら市総合政策課	課長
15	佐藤 康夫	さくら市財政課	課長

2. さくら市障がい者計画等策定委員会幹事会委員名簿

番号	氏名	所属	係名または職名等
1	永井 聰行	総合政策課	プロジェクト推進係
2	鈴木 雅利	財政課	財政係
3	阿波 一世	生活環境課	リサイクル推進係
4	君島 成美	福祉課	課長補佐
5	柴山 雅子	福祉課	社会福祉係
6	柴山 晶子	福祉課	障がい福祉係
7	福富 英明	福祉課	生活福祉係
8	佐藤 美冴	高齢課	介護保険係
9	鈴木 麻由	高齢課	地域包括ケア推進係
10	安達 恭子	高齢課	見守り福祉係
11	田代 直也	こども政策課	こども政策係
12	斎藤 利江	こども家庭センター	子育て世代支援係
13	高根 幸江	健康増進課	健康増進係
14	大島 渉	建設課	管理係
15	加藤 寛之	都市整備課	都市計画係
16	田代 浩貴	学校教育課	学校支援係
17	鈴木 真代	生涯学習課	生涯学習係
18	岡本 崇男	スポーツ振興課	生涯スポーツ係
19	仲根 信行	市社会福祉協議会	事務局長
20	佐藤 敬子	障害者相談支援センター桜花	相談員
21	西村 優平	障がい者支援センターふれあい	相談員

3. さくら市障がい者計画策定経過

日程	内容
令和7年 7月7日	第1回さくら市障がい者計画等策定委員会幹事会(書面開催) (1)第5期障がい者計画について (2)アンケート調査の実施について
7月16日	第1回さくら市障がい者計画等策定委員会 (1)第5期障がい者計画について (2)アンケート調査の実施について
7月31日～9月19日	さくら市障がい福祉に関するアンケート調査の実施
11月14日	第2回さくら市障がい者計画等策定委員会幹事会(書面開催) (1)アンケート調査結果報告 (2)第5期障がい者計画(骨子案)総論部分について
11月25日	第2回さくら市障がい者計画等策定委員会 (1)アンケート調査結果報告 (2)第5期障がい者計画(骨子案)総論部分について
12月11日	第3回さくら市障がい者計画等策定委員会幹事会(書面開催) (1)第5期障がい者計画(素案)各論部分について
12月24日	第3回さくら市障がい者計画等策定委員会 (1)第5期障がい者計画(素案)各論部分について
令和8年 1月9日	庁議において第5期障がい者計画(案)を審議
1月16日	議員全員協議会に第5期障がい者計画(案)について報告
2月	さくら市地域自立支援協議会 (1)第5期障がい者計画(案)について
2月1日～2月22日	パブリックコメントの実施
2月下旬	第4回さくら市障がい者計画等策定委員会幹事会(書面開催) 第4回さくら市障がい者計画等策定委員会(書面開催) (1)パブリックコメントの結果について (2)第5期障がい者計画(案)について
3月	第5期障がい者計画を決定

4. 用語集

あ行	
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図るために支障がある障がい者等に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援等を行い、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する事業をいいます。
医療的ケア児	障がいにより、口から食物を食べることができず、鼻などから管を通して栄養剤を送る経管栄養や、自力ではたんが出せず吸引を行うなど、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を要する障がい児をいいます。
か行	
介護給付	障害福祉サービスにおいて、障がいのある人が可能な限り自立して地域の中で生活できるよう、日常生活の介護支援を行う事業をいいます。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等にかかる相談支援を総合的に行うことを目的とします。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができます。
虐待	人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為で、殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあります。
協働	市民がさくら市のまちづくりに参画し、行政と市民がそれぞれ適切に役割を分担し協力し合うことです。
訓練等給付	障害福祉サービスにおいて、自立生活や就労を目指す人に、一定期間に提供される訓練的な支援事業のことをいいます。
合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことで、筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。
さ行	
指定特定相談支援事業	障がい者が障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング(見直し)を行うなどの支援を行う事業のことをいいます。
指定難病	難病のうち、客観的な診断基準が確立しており、患者数が国内において一定の人数(人口の0.1%程度)に達していない、医療費助成の対象になっている疾病です。
手話奉仕員	手話奉仕員養成研修事業において、奉仕員として登録されている人で、聴覚・言語機能障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常生活を行うために必要な手話表現技術などを習得することを目標に養成されます。

障害支援区分	障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。「非該当」をはじめ「区分1」から「区分6」まであり、「区分6」が最も高い度合いとなります。障害支援区分認定調査による合計点等により分けられます。
障害児支援利用計画	児童発達支援・放課後等デイサービスをはじめとする、障害児通所支援を利用する場合に、サービスの利用者を支援するための中心的な総合計画のことをいいます。
障害者基本法	障がい者のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、障がい者のための施策の基本となる事項を定めることで、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、それをもって障がい者の自立と社会参加、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律です。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	平成25年から「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の定義に難病などを追加し、平成30年の改正には重度訪問介護の訪問先拡大、就労定着支援の創設、自立生活援助の創設などが盛り込まれました。
障害福祉サービス	障がい者の障がい程度や社会活動、介護者、住居等の状況をはじめとする勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスです。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)	障害者基本法の基本理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消するための措置について定めた法律で、行政機関等や民間事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止しています。また、障がいのある方が直面する社会的障壁について、本人の求めに応じて合理的な配慮を行うことを義務付けています。
小児慢性特定疾病	子どもの慢性疾患のうち、小児がん等その治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となる16疾患群、801疾患が対象となっています(令和7年4月現在)。18歳未満(一部20歳まで)の児童において、対象疾患の治療に係る医療費の医療保険の自己負担分を公費で助成する制度があります。
情報アクセシビリティ	パソコンやスマートフォンなどによる情報の受け取りやすさのことで、ハードウェア・ソフトウェアの使用やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障がい者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすることをいいます。
自立支援医療	医療費と所得の双方に着目し、障がいに係る公費負担制度間での負担の不均衡を解消するため、これまでの育成医療、更生医療、精神通院医療の3つの公費負担医療制度を統合し、1割の自己負担を求める制度として平成18年4月から実施しています。
自立支援給付	障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として事業者と対等な関係に基づいて、障がい者が自ら選択、契約をすることで、そのサービスを利用する仕組みをいいます。
自立支援協議会	障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等、地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会のことです。

身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある者に対して、都道府県知事、指定都市市長または中核市市長が交付します。
精神障害者保健福祉手帳	一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するもので、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳所持者には様々な支援策が講じられています。
成年後見制度	認知症、知的障がい者または精神障がい者等で、判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをし、その方に援助してくれる人を付ける制度です。
相談支援事業	障がい者や障がい児の保護者、または障がい者等の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。
ソーシャルインクルージョン	社会的包摂の意味でイギリスやフランスなどヨーロッパ諸国で近年の社会福祉の再編にあたって、その基調とされている理念であり、具体的には、障がい者、貧困者、失業者、ホームレスなど、誰も排除されない、誰も差別されない「ともに生きる寛容で懐の深い社会」を目指す考え方のことです。障がいを有する人、貧困や失業に陥った人、ホームレスの状態にある人等を社会的に排除するのではなく、お互いの状況や差異、多様性について十分理解し合い、連帯の精神により、地域社会への参画を促し、社会に統合するという考え方を指します。
た行	
地域生活支援拠点	障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、相談(地域移行、親元からの自立等)、一人暮らしやグループホームの体験、緊急時の受入れや対応、専門の人材の確保や養成、地域の体制づくり(サービス拠点、コーディネーターの配置等)等を備えた拠点をいいます。
地域生活支援事業	障がい者及び障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村を中心となり柔軟な形態により、効果的・効率的に実施する事業です。
地域生活への移行	入所施設で生活する障がいのある人や、治療の必要が乏しいにもかかわらず病院に長期入院している障がいのある人が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現することをいいます。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者や障がい者等すべての住民が、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野を一体的に受けられる支援体制のことをいいます。平成29年には新たに、精神障がい者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが新たな理念として盛り込まれました。
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、本市に係る防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務または業務について定めた計画です。

特定医療費受給者証	指定難病と診断され、手続をすると「特定医療費(指定難病)受給者証」が交付され、治療にかかる医療費自己負担(保険診療)の公費助成を受けることができます。
特別支援学級	発達障がい等があることにより、通常の学級における指導では十分な効果を上げることが困難な児童・生徒に対して、きめ細かな教育を行うために小・中学校の中に特別に設置された少人数の学級です。
特別支援学校	従来の盲・ろう・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度です。対象とする障がい種別は視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障がいの程度が比較的重い子どもの教育を行う学校です。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有します。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。
な行	
難病	原因不明で、治療方法がまだ確立していない病気の総称です。
ノーマライゼーション	正常化の意味で、年齢や障がいの有無や程度にかかわらず、すべての人々が、通常の生活を送ることができるようにする社会をいいます。
は行	
発達障がい	先天的な脳の機能障がいとして生じるもので、自閉症スペクトラム障がい、アスペルガー症候群、他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)等の総称です。
パブリックコメント	公衆の意見の意味で、公的な機関が規則等の制定に先立ち、意見、情報、改善案等(コメント)を求める手続で、市民の意見を聴取し、その結果を反映させることにより、よりよい行政を目指すものです。
バリアフリー	障害・障壁のないという意味で、自らの意志に基づく自由な行動を妨げる障壁(バリア)を、地域の中や施設、住宅、人の心から取り除き、誰もが近づきやすく利用しやすいものにすることをいいます。
PDCAサイクル	様々な分野で品質改善や業務改善などに活用されている、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Action)」の順にサイクルし、業務の質を高めるマネジメント手法をいいます。
法人後見	法人(公益団体など)が成年後見制度における後見人や保佐人に選任されることです。個人よりも法人を後見人・保佐人に選任することにより、より長期的・継続的な支援が可能となるケースもあります。
法定雇用率	障害者雇用促進法が企業や行政などに達成を義務付けている従業員のうち、障がい者を雇うべき割合をいいます。
ま行	
民生委員・児童委員	地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受けた委員で、社会福祉の精神により地域住民の立場に立った相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っています。

や行	
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、身体的な能力などの違いにかかわらず、より多様な人々ができるだけ支障なく使えるように、道具や建物、環境、空間、まちづくりなどを最初からデザインするという考え方をいいます。
ら行	
ライフステージ	人間の一生における乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期等の各段階のことをいいます。
リハビリテーション	再び適した状態にすることの意味で、障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力の回復のための技術的プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す考え方をいいます。
療育手帳	知的障がい者及び知的障がい児への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの人に対して各種の援助措置を受けやすくするために、児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して、市長が交付するものです。

さくら市第5期障がい者計画

令和8年3月

発行 さくら市

企画・編集 さくら市 健康福祉部 福祉課 障がい福祉係
〒329-1392 栃木県さくら市氏家 2771 番地
TEL:028-681-1161(直通)
FAX:028-682-1305
